

# 小布施町国土強靱化地域計画

令和4年3月

小布施町



# 目次

<b>第1章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方の整理</b> .....	<b>1</b>
1-1 計画の策定趣旨.....	1
1-2 計画の位置付け.....	1
(1) 国土強靱化とは.....	1
(2) 国の動向.....	2
(3) 本計画の位置付け.....	2
(4) 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係性.....	3
(5) 小布施町国土強靱化地域計画の見直しについて.....	4
1-3 計画策定の検討の進め方.....	4
<b>第2章 地勢と災害記録の整理</b> .....	<b>5</b>
2-1 地域特性.....	5
(1) 位置・面積.....	5
(2) 地質.....	6
(3) 河川.....	7
(4) 気候.....	8
(5) 土地利用.....	9
(6) 人口.....	10
(7) 交通.....	11
2-2 災害要因.....	12
(1) 災害要因.....	12
(2) 地震.....	12
(3) 風水害.....	15
(4) 雪害.....	16
(5) 土砂災害.....	17
2-3 過去の災害.....	19
(1) 風水害.....	19
(2) その他の気候災害（高温・低温による農業被害、凍霜害含む）.....	22
<b>第3章 国土強靱化の基本目標</b> .....	<b>23</b>
3-1 基本目標.....	23
(1) 基本理念.....	23
(2) 基本目標.....	23
3-2 計画の対象とする災害.....	23

<b>第4章 小布施町における脆弱性評価 .....</b>	<b>24</b>
4-1 小布施町の国土強靱化に向けた取組 .....	24
(1) 第六次小布施町総合計画 .....	24
(2) 小布施町地域防災計画 .....	25
4-2 脆弱性評価の考え方 .....	26
(1) 想定するリスクの設定 .....	26
(2) 「基本目標」における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定 .....	27
<b>第5章 国土強靱化の推進方策の検討 .....</b>	<b>29</b>
5-1 住民の人命保護が最大限図られること .....	29
5-2 迅速な救助、救急活動が行われること .....	33
5-3 行政機能、情報通信機能が確保されること .....	39
5-4 生活・経済活動に必要最低限のライフラインが確保され、早期に復旧されること .....	42
5-5 流通・経済活動を維持すること .....	45
5-6 二次的な被害を発生させないこと .....	47
5-7 被災した方々の日常生活を迅速に戻すこと .....	51

## 別表

別表1 個別事業計画

別表2 災害協定一覧

# 第1章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方の整理

## 1-1 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下「基本法」という。）が制定され、平成26年6月には、国土強靱化に係る他計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が定められました。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と定められています。

このような状況のなか、本町では、この規定に基づき、大規模自然災害が発生しても町民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、町民の安心安全を守るよう備えるため、小布施町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 1-2 計画の位置付け

### (1) 国土強靱化とは

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

図表 1 国の国土強靱化の理念

<p>いかなる災害等が発生しようとも、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①人命の保護が最大限図られること</li><li>②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</li><li>③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</li><li>④迅速な復旧復興</li></ul> <p>を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進する。</p>
--

## (2) 国の動向

現在、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）を定め、特に緊急に実施すべき施策について取組を集中的に実施しており、3か年緊急対策において措置することとされた各項目については、おおむね施策目標の達成が見込まれるところですが、課題についての備えは未だ十分ではない状況です。

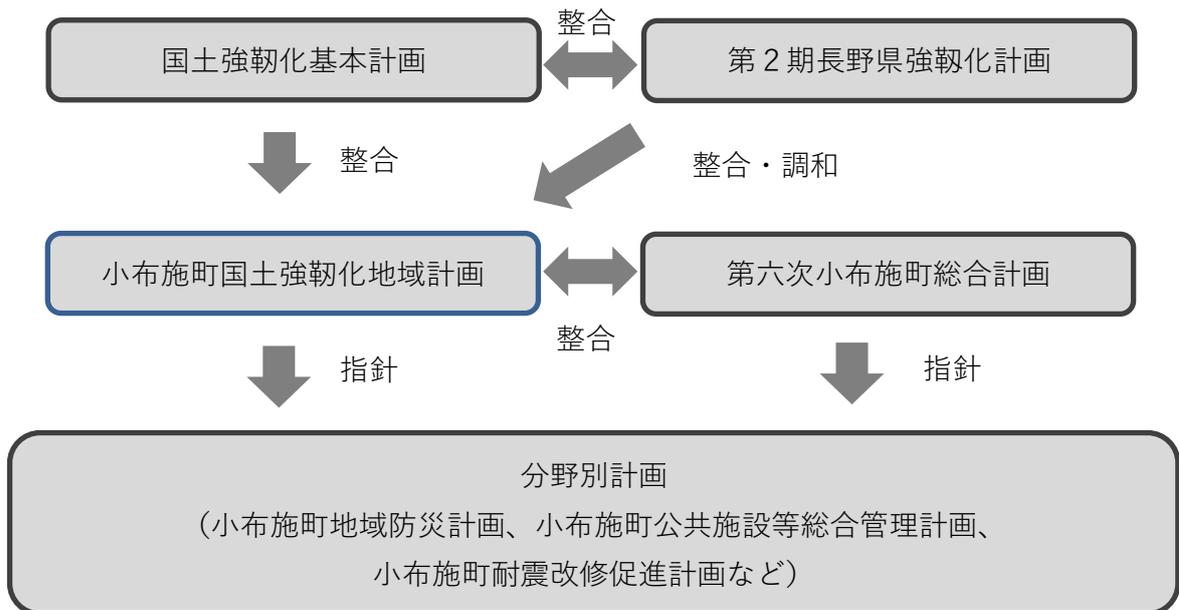
このため、「基本計画」（平成26年6月3日閣議決定、平成30年12月14日改訂）に基づき、全45のプログラムから選定された15の重点化すべきプログラムの取組の推進を図ることを基本としつつ、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、取組の更なる加速化・深化を図ることとし、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）として、令和3年度から7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的かつ集中的に対策を講ずることとしています。

## (3) 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、本計画は国及び県の国土強靱化計画との整合と調和を保ち、本町の総合的な行政計画である「第六次小布施町総合計画」と整合性を図るとともに、個別計画等の国土強靱化に係る指針となるものです。

図表 2 本計画の位置付け



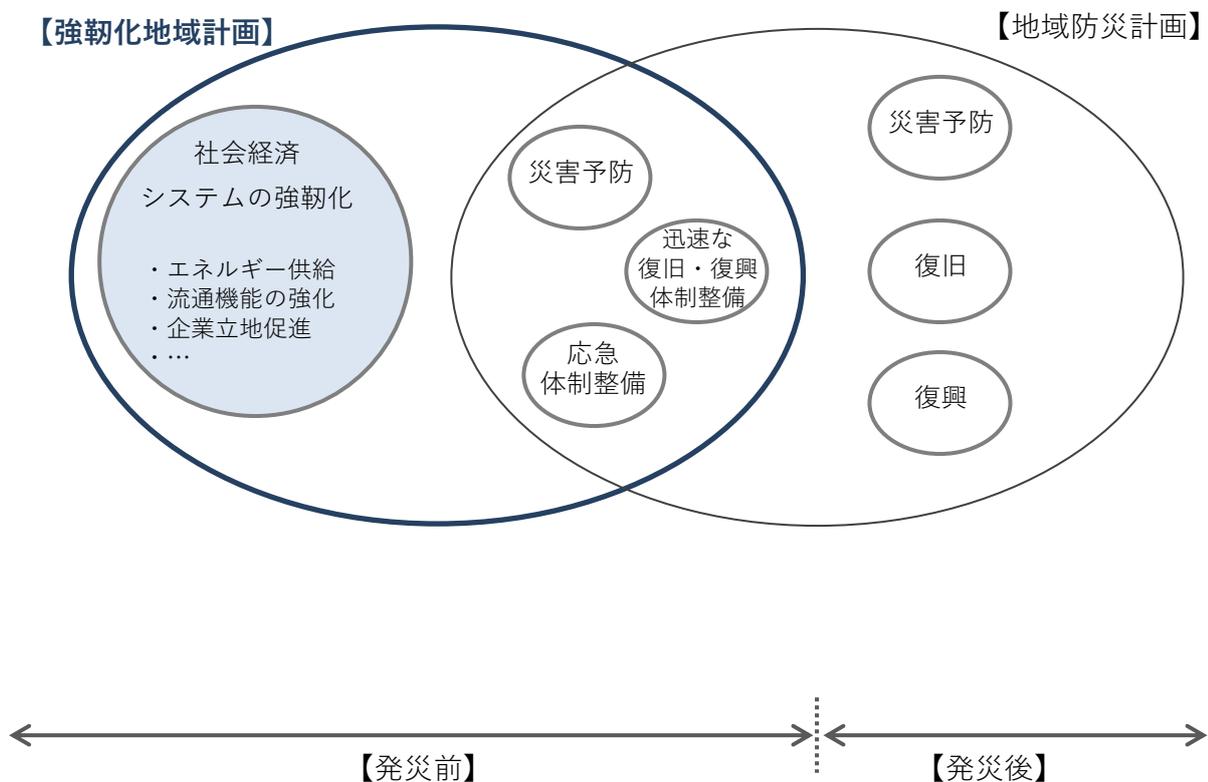
#### (4) 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係性

本町の防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定された「小布施町地域防災計画」があり、震災、風水害等の災害リスクごとに応急対策、復旧対策について実施すべき事項が定められています。

一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、発災前における施策を対象とし、あらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるべく、地域特性を考慮しつつ行政機能や地域社会、地域経済など、都市全体としての強靱化に関する総合的な指針です。

図表 3 本計画と地域防災計画との比較

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災前・発災時・ 発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた 施策	—



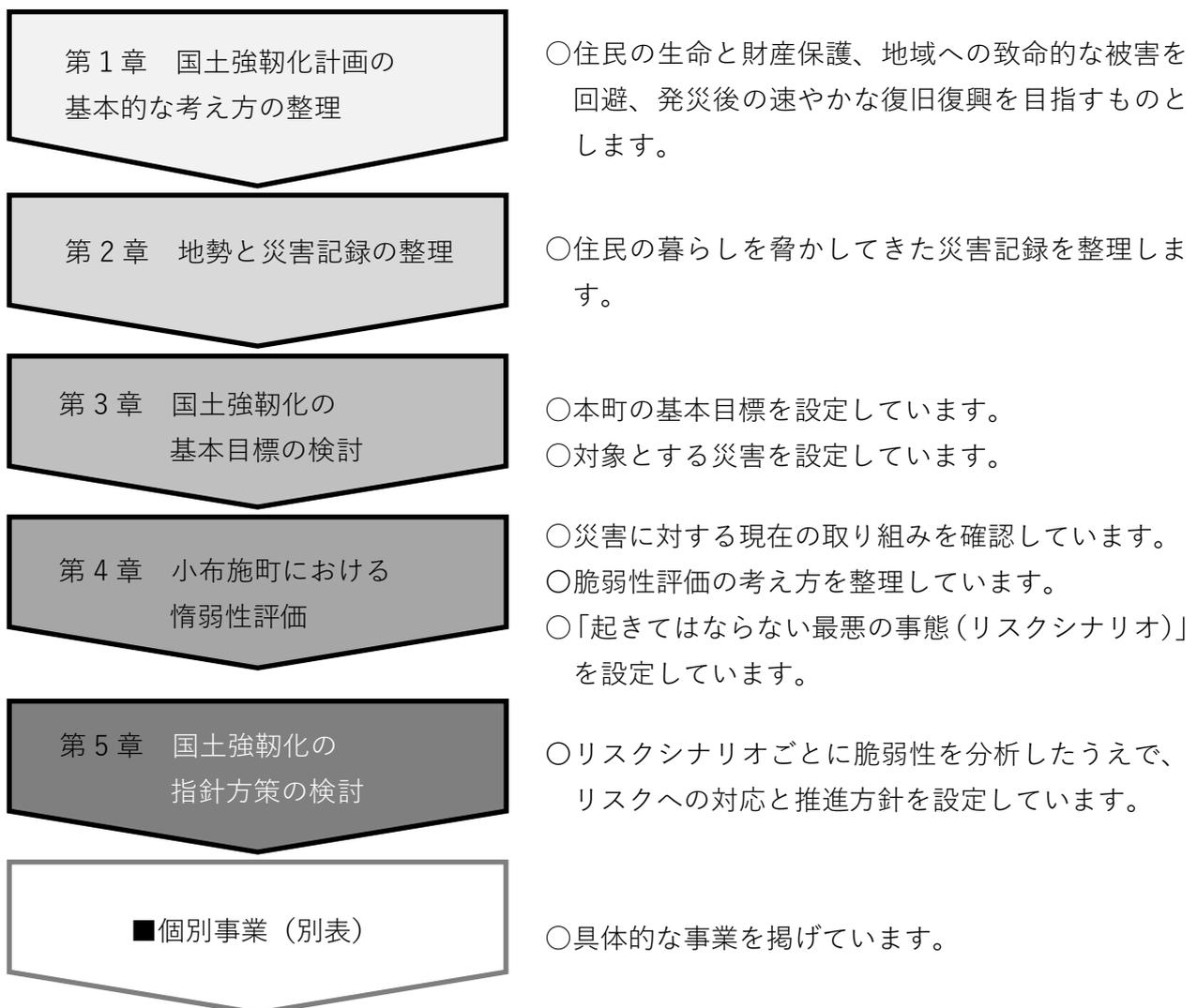
参考：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）基本編

## (5) 小布施町国土強靱化地域計画の見直しについて

小布施町国土強靱化地域計画は、5年ごとに見直しを行います。また、本計画は国の基本計画、長野県第2期計画、第六次小布施町総合計画等の各種計画との整合性や施策の進捗状況、大きく社会経済状況等が変化する場合には、必要に応じて見直しを行います。

### 1-3 計画策定の検討の進め方

本計画は、令和3年6月に内閣官房国土強靱化推進室が作成・公表した、国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）基本編、策定・改訂編、及び資料編を踏まえ、検討・策定しています。検討フローは以下のとおりです。

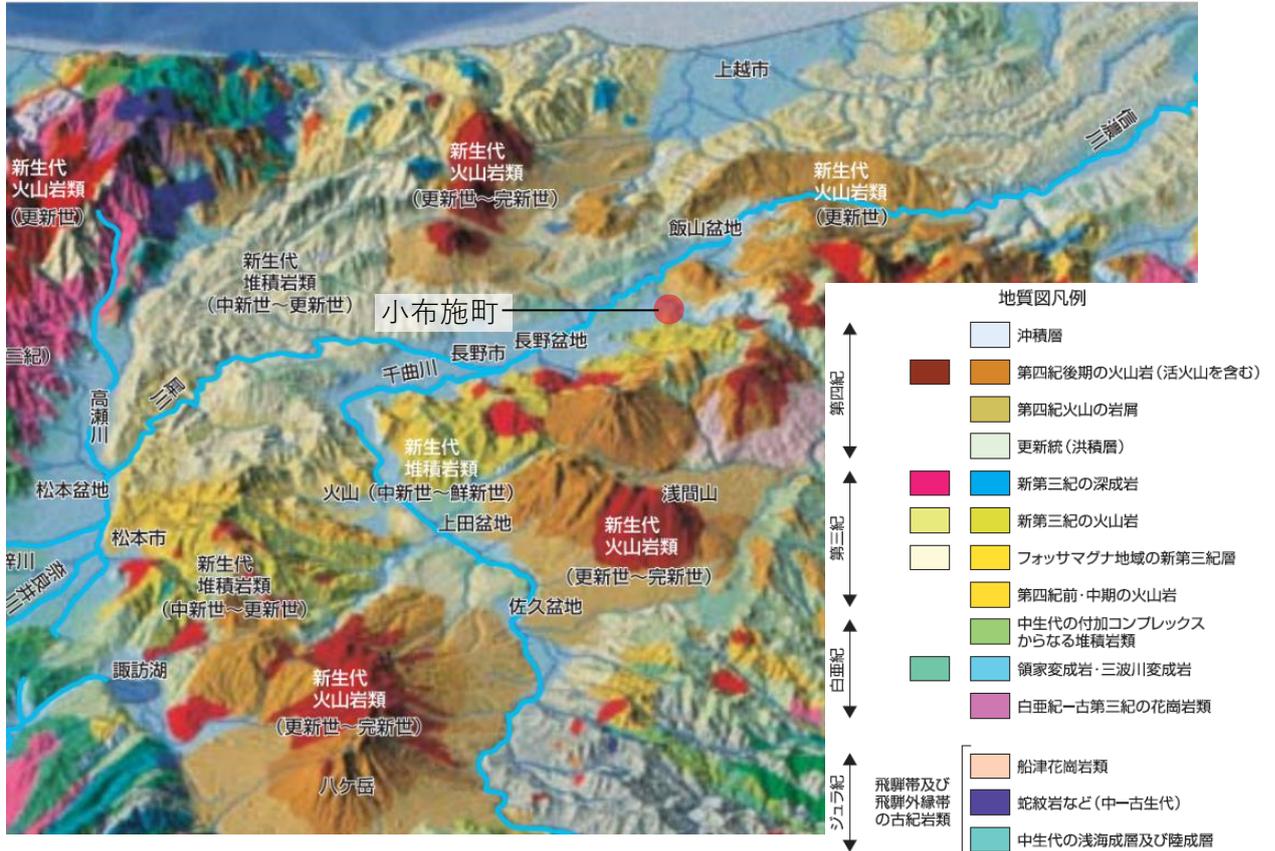




## (2) 地質

千曲川による沖積地と松川による洪積扇状地に大別され、雁田山一帯の火山地帯は両輝石安山岩が大部分をしめ、その基盤岩地帯には、石英内縁岩や、新第三紀堆積岩類が分布しています。

図表 6 本町の位置

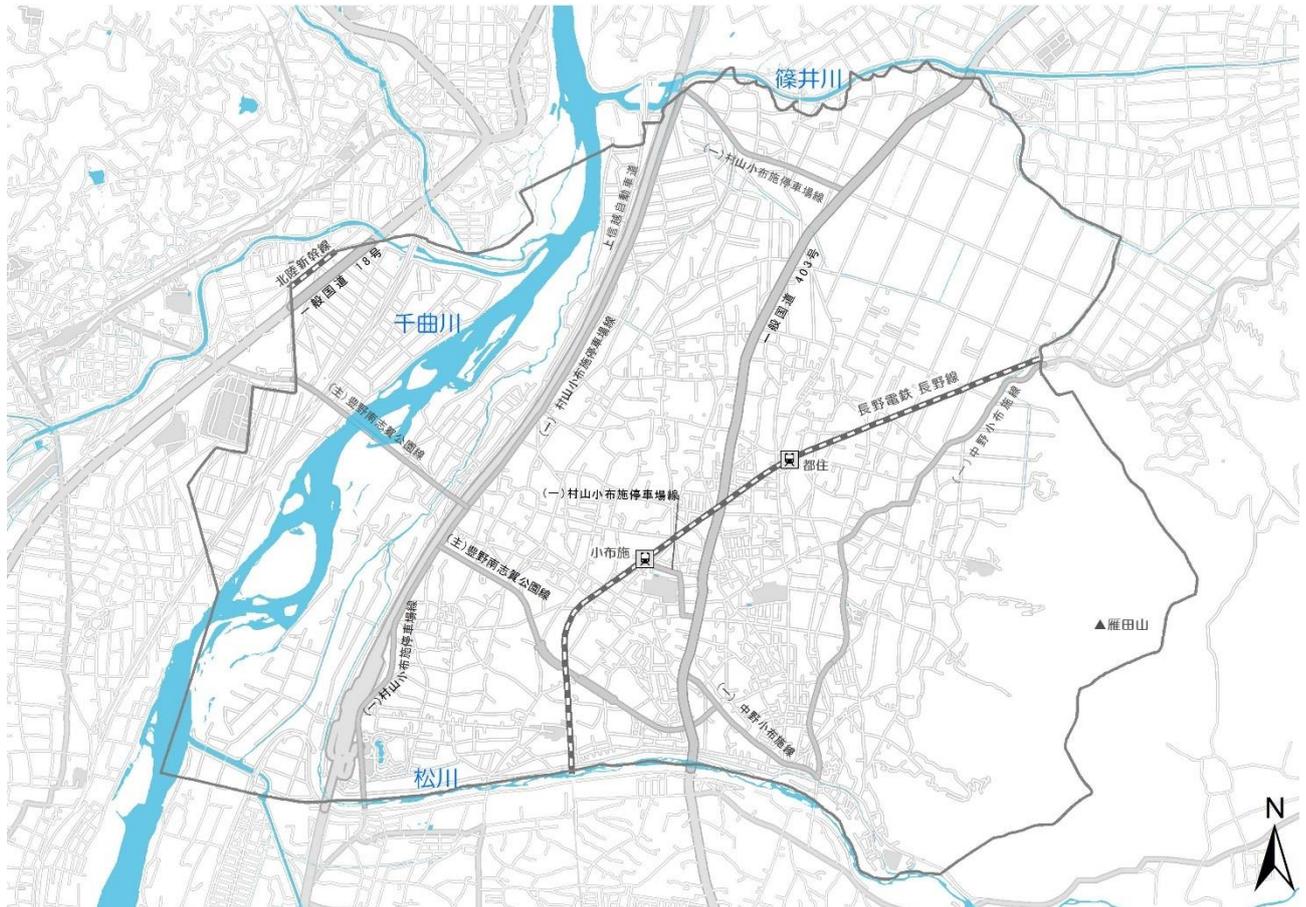


資料：国土交通省 北陸地方整備局「千曲川・犀川の地形と地質」

### (3) 河川

町の西側には信濃川水系の一級河川である千曲川、南側には松川、北側には篠井川が流れており、3方が川に囲まれています。

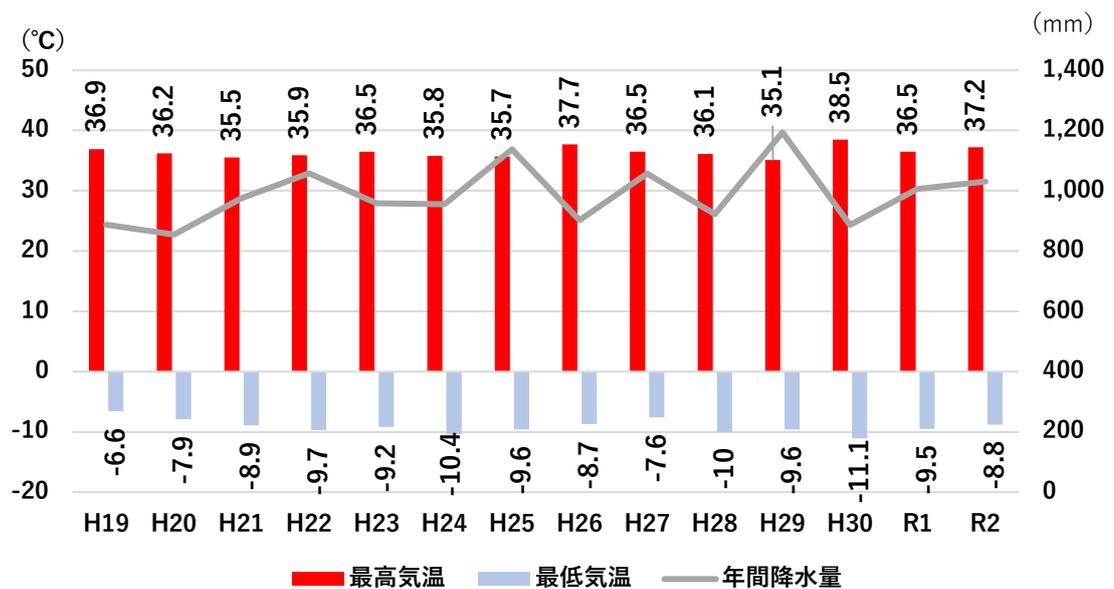
図表 7 河川



#### (4) 気候

本町の気候は、中央高地の内陸性気候で、気温は、内陸盆地特有の寒暖の厳しい条件にあり、最高気温は35°C前後に達し、最低気温は-10°C前後まで下がります。年平均気温は12.7°C、降水量は内陸性気候の特色として寡雨乾燥性であり、年平均降水量が1,000 mm以下と全国的に見ても少ない地域となっています。降雪量は、北西季節風によって、平地で20~40 cm程度です。

図表 8 気候



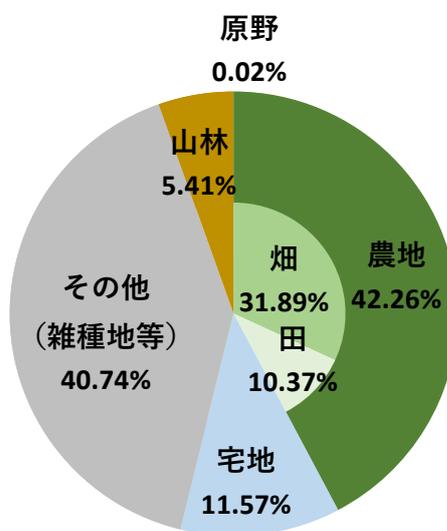
資料：気象庁長野地方気象台

## (5) 土地利用

行政面積 1,912.0ha のうち、都市計画区域は 1,677.0ha (87.7%) で、そのうち宅地化を推進する市街化区域の面積は、152.0ha (都市計画区域の 9.06%) です。土地利用は、農地が 808.1ha (内、畑が 609.8ha、田が 198.3ha) で最も多く、宅地が 221.3ha、山林が 103.4 ha、原野が 0.29 ha となっています。

また、農地のうち、堤外地の農地面積は 143.07ha となっています。

図表 9 土地利用



資料：令和 3 年 (2021 年) 1 月刊行、長野県統計書平成 30 年 (2018 年)

資料：小布施町 令和元年 10 月 11 日～13 日発生台風 19 号豪雨災害 農地

資料：小布施町排土全体計画図

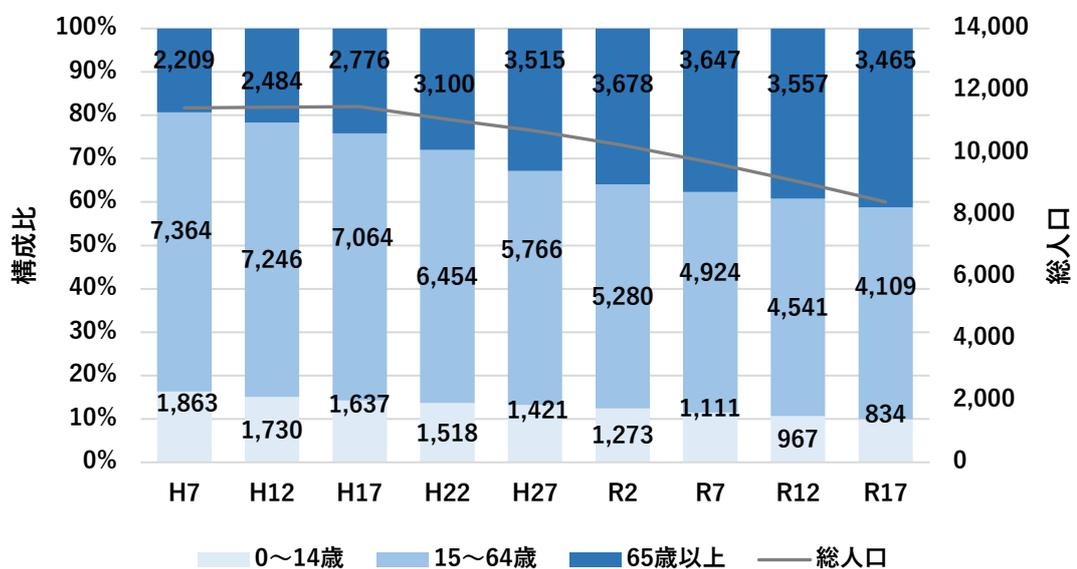
## (6) 人口

平成 27 年 10 月 1 日現在、(国勢調査) 世帯数は 3,528 世帯、人口は 10,702 人となっています。

年齢 3 階層別人口は、年少人口 (～14 歳) が平成 7 年 1,863 人 (16.3%)、平成 27 年 1,421 人 (13.3%)、令和 27 年 834 人 (9.9%) と減少が予測、高齢人口 (65 歳～) は、平成 7 年 2,209 人 (19.3%)、平成 27 年 3,515 人 (32.8%)、令和 17 年 3,465 人 (41.2%) と大きな増加が予測されており、高齢化の進行が一層顕著になっていくことになります。

また、生産年齢人口 (15～64 歳) は、平成 7 年 7,364 人 (64.4%)、平成 27 年 5,766 人 (53.9%)、令和 17 年 4,109 人 (48.9%) と減少する予測となっています。

図表 10 人口の推移



資料：平成 7 年～平成 27 年は国勢調査、令和 2 年以降は国立社会保障・人口問題研究所

## (7) 交通

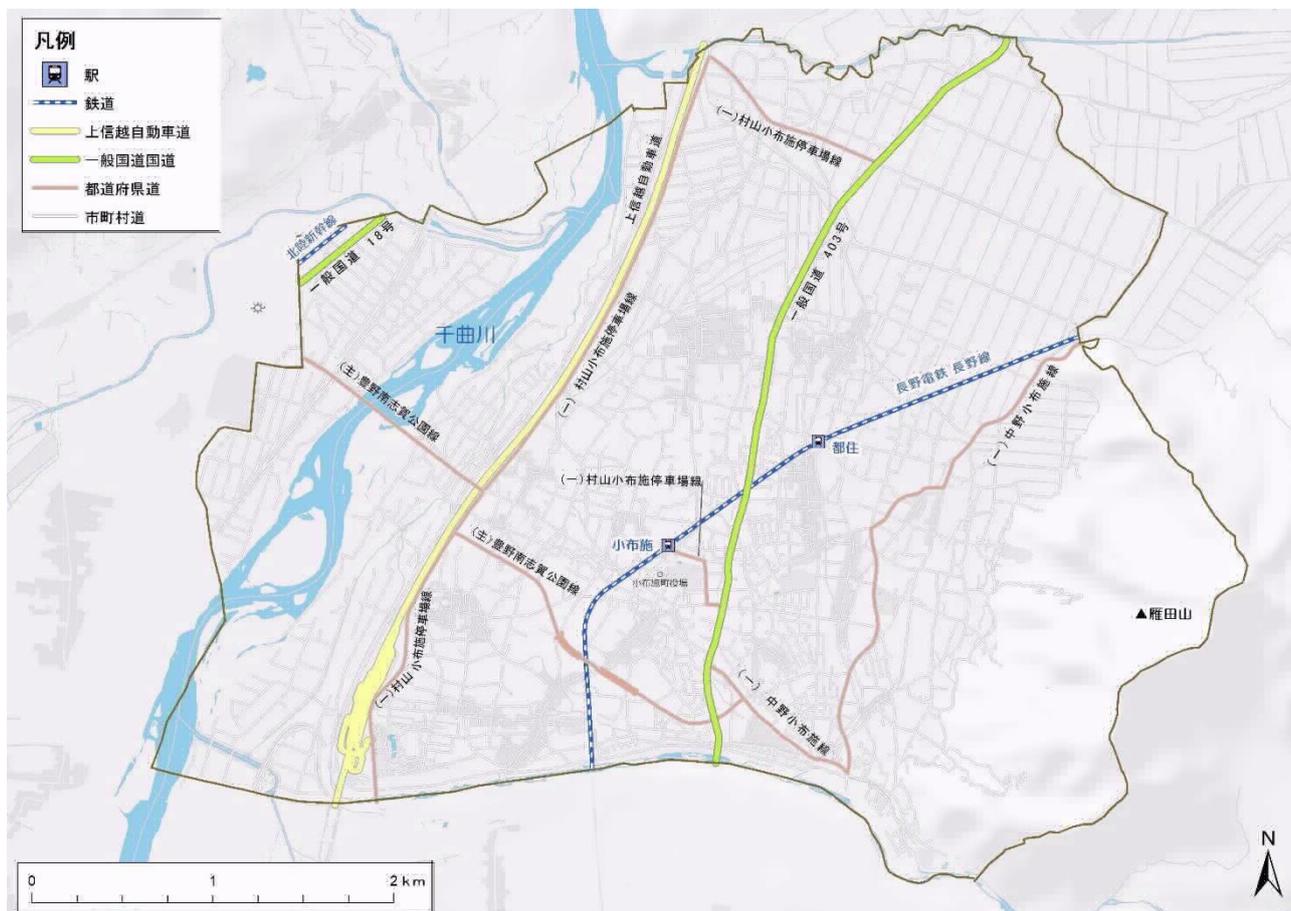
町を南北に横断する広域幹線道路として、上信越自動車道、一般国道 18 号及び一般国道 403 号や北信濃くだもの街道があります。

上信越自動車道は、千曲川の右岸を南北に縦貫し、南部の須坂長野東インターから小布施スマートインターを経て信州中野インターへつながっており、一般国道 18 号は千曲川の左岸を一部通過し、町内へのアクセスとして主要地方道豊野南志賀公園線が接続しています。

一般国道 403 号は中心市街地を通り、中野市－須坂市間をつなぐ南北軸となっており、東部には、県道中野小布施線が南北に走り、中心市街地から小布施総合公園をつなぐ県道村山小布施停車場線があります。

鉄道は、長野市と山ノ内町を結ぶ長野電鉄の小布施駅、都住駅が開設され、北陸新幹線が町西部を通っています。

図表 11 道路



## 2-2 災害要因

### (1) 災害要因

本町において、多数の生命、身体、財産に危険が及ぶ災害は、下表に示すとおりです。特に近年の異常気象に伴う大雪によるライフライン、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等の遮断、集中豪雨による土石流などの発生に鑑み、小布施町地域防災計画で「その他」としていた雪害、土砂災害を主要な災害要因として位置づけています。

図表 12 対象とする災害要因

対象とする災害要因	小布施町地域防災計画
地震災害	第2編 震災対策編
風水害	第3編 風水害対策編
雪害	第4編 その他の災害対策編
土砂災害	

### (2) 地震

#### ①第3次長野県地震被害想定調査報告書について

長野県では、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震のようなこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備えるため、県及び各市町村の防災対策の新たな基礎資料となる実践的な被害想定を策定し、平成27年3月、『第3次長野県地震被害想定調査報告書』として公表しました。

この調査による被害想定結果は、本町における今後の地震防災対策の基礎資料として、また住民一人ひとりの防災意識の向上と防災対策の推進に当たって有用な資料となるものです。

本項においては、この報告書のうち、本町に関する被害想定結果の概略等を示します。

## ②想定地震

『第3次長野県地震被害想定調査報告書(資料1)』における想定地震及びその諸元は、次のとおりで、本町に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「長野盆地西縁断層帯」となっています。県の報告書では、長野盆地西縁断層帯における最大震度に基づいて被害想定を出しており、地震の規模は M7.4-7.8 程度、平均活動間隔は 800-2,500 年程度と推定されています。(資料2)

一方で、次ページにおける被害想定にあるように、長野盆地西縁断層帯のうち、小布施町に最も近接する 10km の断層で地震が発生した場合においても、町内に大規模な被害が発生することが考えられます。想定する地震の規模は M6.0-M6.9 で、同程度の中規模地震は、2001 年～2010 年の気象庁の震源データによると、日本及びその周辺において 1 年間に平均 17 回発生しています。(資料3)

図表 13 想定地震の諸元

想定地震	震源諸元	マグニチュード	町における最大震度	長さ(km)	位置等
長野盆地西縁断層帯		7.8	6 強	58	飯山市～長野市
糸魚川－静岡構造線(全体)		8.5	6 弱	150	小谷村～富士見町
糸魚川－静岡構造線(北側)		8.0	5 弱	84	小谷村～松本市
糸魚川－静岡構造線(南側)		7.9	4	66	安曇野市～富士見町
伊那谷断層帯(主部)		8.0	4	79	辰野町～平谷村
阿寺断層系(主部南部)		7.8	4	60	岐阜県中津川市(旧山口村)～岐阜県下呂市
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)		7.5	4	40	木曾町～南木曾町
境峠・神谷断層帯(主部)		7.6	4	47	松本市～伊那市
想定東海地震		8.0	5 弱		
南海トラフ巨大地震		9.0	5 弱		

資料1：3次長野県地震被害想定調査報告書

資料2：地震本部 長野盆地西縁断層帯(信濃川断層帯)

資料3：気象庁 地震について

【参考】小布施町を対象とした中規模区分断層における地震被害想定

協力：長野工業高等専門学校（指導教員：古本吉倫、学生：神宮寺倫太郎）

①研究の概要

研究では、起こりうる可能性が高いと思われる中規模の地震で、断層のどこが破壊されたとき、対象地域である小布施町に最も被害を与えるかを特定する。被害は、木造・非木造建造物の全半壊数及び死傷者数、さらには寸断の恐れのある道路建造物を予測し、評価している。

②地震動の想定方法

図表 14 のような破壊パターンを想定し、それぞれの被害を求めている。破壊パターンは、信濃川断層帯を 10km 毎、8 分割し、最も北側の 10km が破壊されるときをシナリオ 1 として順にシナリオ 8 までを想定。

図表 14 10 km 分割した信濃川断層



③被害の想定

その際に想定される建物被害、人的被害、道路建造物の被害は、下表のとおりである。シナリオにおいて、被害が最も大きくなった。

図表 15 小布施町の建物数と人口

建物数（棟）		人口（人）
木造	非木造	12,172(H22 国勢調査より推計)
1,581	2,008	

図表 16 人的被害（単位：人）

死者数	重症者数	軽傷者数
12	164	3,368

図表 17 建物被害（単位：棟）

木造		非木造	
全壊棟数	半壊棟数	全破棟数	中破棟数
239	265	148	148

### (3) 風水害

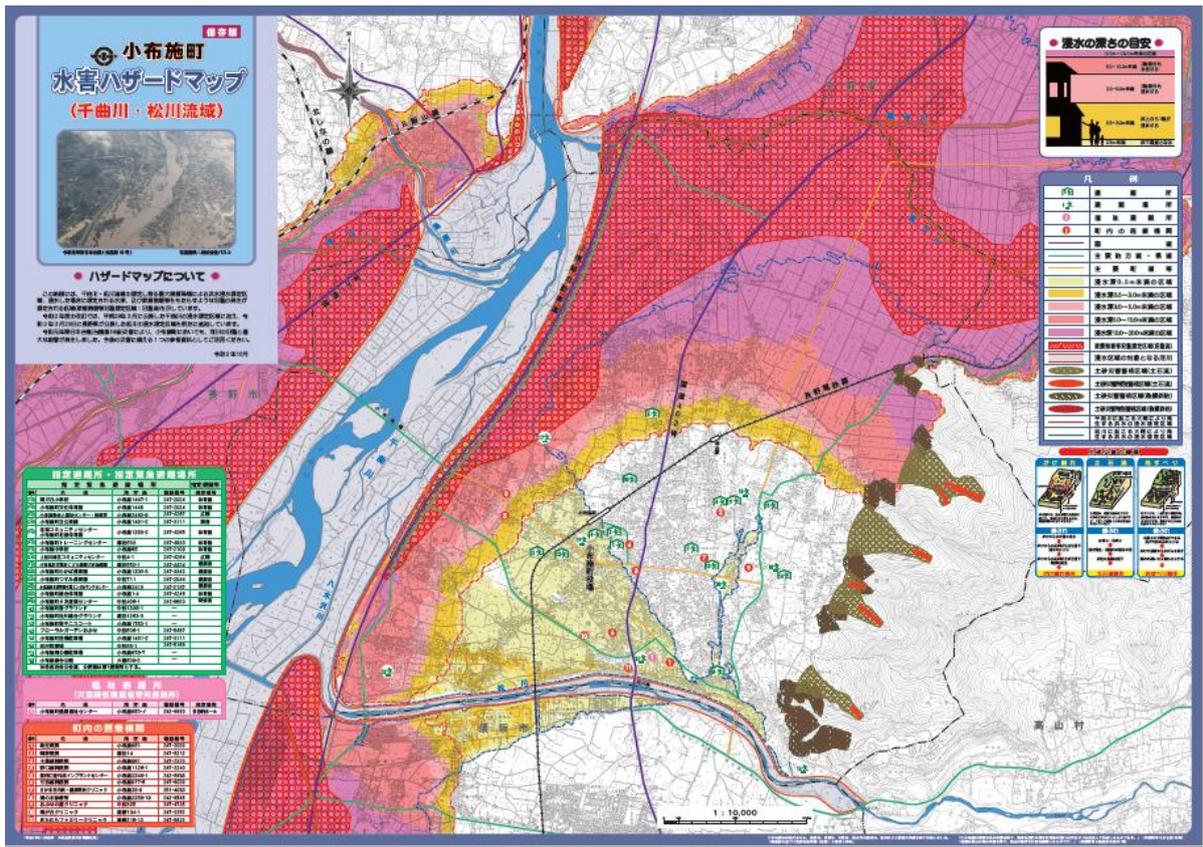
浸水想定区域図によると、本町は、町全体の50.6%が水害による被害を受ける可能性のある区域となっています。町全体の面積には、居住地ではない松川及び千曲川の堤外地や雁田山を含むことから、居住地のみでは、更に高い割合の区域が浸水想定区域となります。

図表 18 浸水想定区域図に基づく小布施町内の浸水面積と比率

	計画規模		想定最大規模	
	浸水面積 (km <sup>2</sup> )	比率 (%)	浸水面積 (km <sup>2</sup> )	比率 (%)
松川	0.261	1.37	5.44	28.6
千曲川	5.83	30.6	8.45	44.4
ハザードマップ	—	—	9.63	50.6

※ 浸水面積には松川、千曲川の堤外地を含まないが、比率計算の分母は小布施町全体の面積であるため、堤外地及び雁田山を含む

図表 19 小布施町水害ハザードマップ



#### (4) 雪害

本町は、平成 29 年 1 月の連続 4 日間にわたる災害ともいえる豪雪を経験し、交通などライフラインの遮断、農業資材ハウス、パイプハウス倒壊、ぶどう、りんご、ももの樹体被害などが起こっています。

異常気象に伴う寒暖差の大きい気候により、今後も極端な降雪の発生が発生する可能性があり、雪害への対策が必要です。

## (5) 土砂災害

本町には、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、山腹崩壊危険地区の指定があり、対策が必要です。

図表 20 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

自然現象の種類	区域の名称	警戒区域			特別警戒区域		
		人家(戸)	面積 (㎡)	延長 (m)	人家(戸)	面積 (㎡)	延長 (m)
土石流	雁田 A	1	54,512		0	2,487	
土石流	雁田 B	2	107,886		0	3,485	
土石流	雁田 C	2	18,352		0	3,114	
土石流	雁田 D	4	58,842		0	4,969	
土石流	雁田 E	2	110,127		0	9,354	
土石流	雁田 F	0	31,157		0	2,627	
急傾斜地	雁田 1	0	3,869	49	0	1,499	49
急傾斜地	雁田 2	0	4,141	67	0	1,540	67
急傾斜地	雁田 3	0	15,018	189	0	6,549	189
急傾斜地	雁田 4	0	15,307	183	0	6,513	183
急傾斜地	雁田 5	0	3,394	96			
急傾斜地	雁田 6	0	32,135	354	0	16,490	354
急傾斜地	雁田 7	0	29,711	253	0	17,995	253
急傾斜地	雁田 8	0	7,316	77	0	3,635	77
急傾斜地	雁田 9	0	30,267	369	0	14,834	369
急傾斜地	雁田 10	0	2,171	70	0	647	70
急傾斜地	雁田 11	0	35,904	403	0	18,561	403
急傾斜地	雁田 12	0	637	19			
急傾斜地	雁田 13	0	3,493	129			
急傾斜地	雁田 14	6	95,632	684	0	62,307	684

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

資料：小布施町地域防災計画

図表 21 山腹崩壊危険地区

地区名	大字・字	面積(ha)	人家(戸)	その他
岩松院裏	雁田 寺入	4	6	町道 300m、農地 4、寺 1
愛宕山	雁田 薬師入	7	7	町道 500m、農地 2
雁田	雁田 不動	6	3 0	町道 300m、農地 2
切通	雁田 牛顔	3	0	鉄道 400m、農地 12
寺入	雁田 寺入	4	7	町道 800m、農地 6

資料：小布施町地域防災計画

## 2-3 過去の災害

### (1) 風水害

本町では、平成 28 年以降、毎年、台風被害を受けています。令和元年の東日本台風（台風 19 号）により千曲川が計測史上最高水位 12m46 cm（立ヶ花水位観測所）を観測しました。千曲川の越水により、大島・飯田・山王島・吉島地区の一部が浸水し、建物被害 130 棟（住家 57 棟、非住家 65 棟、公共施設 8 棟）、農地浸水 143.35ha、被害総額 1 億 4,517 万円にも及ぶ被害を受けました。

異常気象に伴い大型化する台風、集中豪雨などへの対策が必要です。

図表 22 地震・風水害等履歴

年	月	災害名	被害総額	被害状況
			うち（ ）内農作物被害	
平成 3	8	台風 14 号	800 万円	下八木沢橋流失
	9	台風 19 号	(5 億 6,169 万円)	りんご落果、品質低下 2,731 t
5	8	台風 7 号	(694 万円)	りんご等落果 30 t
	9	台風 13 号	(4,960 万円)	果樹落果（りんご、ぶどう、なし）240 t
6	9	台風 26 号	(1 億 5,130 万円)	りんご落果品質低下 414 t、216ha
10	9	台風 7 号	(8 億 7,924 万円)	りんご落果品質低下等 351.7ha
	10	台風 10 号	(2,293 万円)	りんご落果品質低下等 175.2ha
11	6	梅雨前線豪雨	(835 万円)	千曲川沿岸耕地等冠・浸水、りんご・もも 80ha、46.1 t
	8	8・15 集中豪雨	(4,728 万円)	千曲川沿岸耕地等冠・浸水、りんご・桃、プルーン、野菜減収 165ha、216.6 t
	9	台風 18 号	(127 万円)	りんご落果 84ha、7.39 t
14	3	強風	(182 万円)	ぶどう、アスパラ、もも、ビニールハウスの倒壊
16	6	台風 6 号	(99 万円)	ビニールハウスの倒壊
	8	台風 15 号	(53 万円)	洋なし落果
16	10	台風 23 号	(2 億 6,000 万円)	千曲川河川敷農地冠水、農地（りんご、桃、栗、野菜、水稻）105ha に被害
17	9	台風 14 号	(1,382 万円)	りんご、ぶどう、梨落果 33.3ha
18	7	7 月豪雨	(3 億 5,497 万円)	千曲川河川敷農地冠水、農地（りんご、桃、栗、野菜）154ha に被害
19	7	新潟県中越沖地震	不明	屋根ぐしの崩壊、外壁の崩落、住居内床の崩落等一部破損 18 棟

年	月	災害名	被害総額 うち( )内農作物被害	被害状況
25	9	台風18号	(8,256万円)	千曲川河川敷農地冠水 りんご、もも 72.6 ha
26	11	長野県神城断層地震	(842万円)	施設内のブナシメジが地震で倒れる
28	10	台風18号	(395万円)	りんご落果 30ha
29	9	台風18号	(1,112万円)	ふじ、巨峰、栗落果 30ha
	10	台風21号	(1,432万円)	りんご冠水 7ha
30	9	台風21号	(1億582万円)	りんご 102.7ha、ぶどう 40ha、梨 2ha、栗 13.5ha
令和元	9	台風17号	(759万円)	暴風によるりんご、なし、くり落下
	10	台風19号	(1億4,517万円)	建物被害 130棟(住家 57棟、非住家 65棟、公共施設 8棟) 農地浸水 143.35ha
2	7	7月豪雨	(2,491万円)	千曲川河川敷農地冠水 りんご、もも 49 ha
3	8	8月豪雨	(2,857万円)	千曲川河川敷農地冠水 りんご、もも、栗 52.5 ha

【参考】小布施町「台風19号災害に関するアンケート結果報告」

協力：長野工業高等専門学校・兵庫県立大学

期間：2020年1月～

対象：全世帯（3,677世帯）

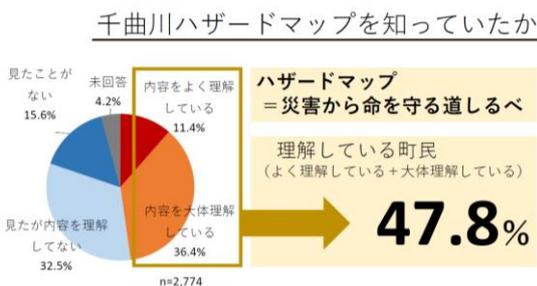
回収数：2,826世帯（有効回答2,774世帯）、回収率75.4%

①日頃の防災意識

- ・千曲川ハザードマップを理解している住民は47.8%。認知度に地域差がある。
- ・避難場所を知らなかった住民は47.5%。認知度に地域差がある。
- ・防災訓練の参加経験がある住民は73.7%。

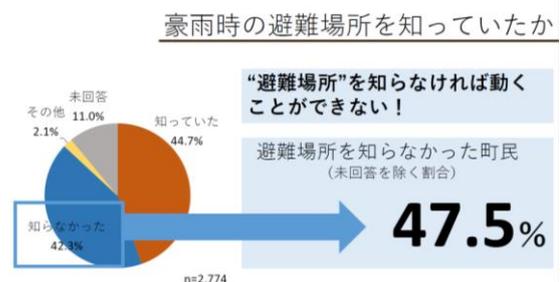
日頃の防災意識

発災前  
2019年10月以前



日頃の防災意識

発災前  
2019年10月以前



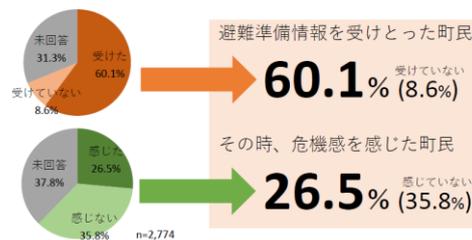
②避難情報の認知状況・避難実態

- ・避難準備情報を受けとった住民は60.1%。その時、危機感を感じた住民は26.5%。
- ・避難勧告を受けとった住民は63.1%。その時、危機感を感じた住民は39.8%。
- ・避難指示を受けとった住民は59.8%。その時、危機感を感じた住民は42.6%。
- ・避難指示を受けた住民は2,070人。避難した住民は857人（避難実態より）。

避難情報の認知状況

避難情報発令後 (17:00)  
警戒レベル3・避難準備情報

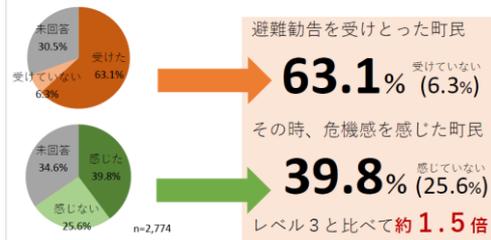
避難準備情報は受け取ったか、その時の危機意識



避難情報の認知状況

避難情報発令後 (19:50)  
避難勧告

避難勧告は受け取ったか、その時の危機意識



避難情報の認知状況

避難情報発令後 (00:00)  
避難指示

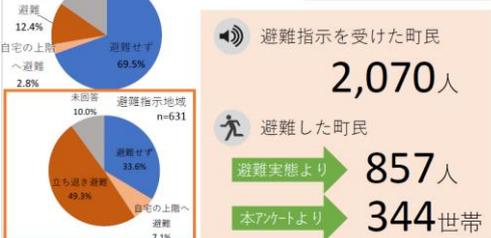
避難指示は受け取ったか、その時の危機意識



避難実態

避難実態  
発災後の対応

当日に避難したか



(2) その他の気候災害（高温・低温による農業被害、凍霜害含む）

図表 23 その他の気候災履歴

年	月	災害名	被害総額	被害状況
			うち( )内農作物被害	
平成 2	6～8	干ばつ・高温	(4,834 万円)	水稲・果樹・野菜品質低下
4	6	降ひょう (南西部)	(1,558 万円)	りんご、梨、桃、ネクタリン品質低下
5	10	低温	(5,729 万円)	水稲 158ha
6	7～9	高温・干ばつ	(1 億 1,160 万円)	果樹 141ha
8	5	降ひょう	(2 億 7,026 万円)	りんご、ぶどう、なし、もも、アスパ ラ品質低下
11	4	凍霜害	(1 億 4,605 万円)	りんご、もも、なし、ぶどう、さくら んぼ、アスパラ、プルーン減収、品質 低下 104.5ha、694.8 t
	9	降ひょう	(1,135 万円)	りんご、なし、もも品質低下、26.1ha、 13.3 t
15	1	雪害	(650 万円)	ビニールハウス 倒壊
	12	雪害	(5,949 万円)	ぶどう棚倒壊、ビニールハウス倒壊
17	6	降ひょう (南西部)	(1,580 万円)	りんご、桃品質低下
26	2	雪害	(10,055 万円)	ビニールハウス 91 棟の倒壊
29	1	雪害	(684 万円)	ぶどう、りんご、もも樹体被害、農業 用資材ハウス・パイプハウスの倒壊
令和 3	4	凍霜害	(652 万円)	りんご 17.48、なし 1.18ha、おうと う 0.1ha

## 第3章 国土強靱化の基本目標

### 3-1 基本目標

#### (1) 基本理念

本町の最上位計画である「第六次小布施町総合計画」では、基本構想における将来像として「未来に誇れる私たちの町、小布施」を掲げています。上位・関連計画と連携しながら、「強靱化」をテーマとする本計画を策定することにより、平常時から「住民」・「事業者」・「行政」が自然災害への危機感を共有し、自然災害に対する備えを向上・充実します。これにより、住民の生命や財産を守り、産業・経済活動をはじめとした都市活動を維持し、迅速な復旧復興が可能となる強靱で回復力のあるまちを目指します。

#### (2) 基本目標

本町の将来都市像である「未来に誇れる私たちの町、小布施」の実現に向け、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、以下の7項目を強靱化への基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた自助・共助・公助で守る安心安全なまちづくりを推進します。

- 1 住民の人命保護が最大限図られること
- 2 迅速な救助、救急活動が行われること
- 3 行政機能、情報通信機能が確保されること
- 4 生活・経済活動に必要最低限のライフラインが確保され、早期に復旧されること
- 5 流通・経済活動を維持すること
- 6 二次的な被害を発生させないこと
- 7 被災した方々の日常生活を迅速に戻すこと

### 3-2 計画の対象とする災害

本計画では、県計画と同様に大規模自然災害を基本に、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害について「2-2 災害要因 (1) 災害要因」で示した下記の災害を対象とします。

- 地震災害
- 風水害
- 雪害
- 土砂災害
- その他の自然災害（高温・低温による農業被害、凍霜害含む）

## 第4章 小布施町における脆弱性評価

### 4-1 小布施町の国土強靱化に向けた取組

#### (1) 第六次小布施町総合計画

第六次小布施町総合計画（計画期間：令和2年～令和6年）では、将来像を「未来に誇れる私たちの町、小布施」とし、地域防災や国土強靱化に関連した取り組みを以下の通り設定しています。

図表 24 第六次小布施町総合計画の骨子

基本構想	基本理念	つながりの力で協働します 多様性を認め、育みます 都市と農村の良さを大切にします 新しい価値観や方法論を取り入れます		
		「環境先進都市」への転換		
基本計画	環境・防災・インフラ	出産・子育て・教育		
		健康・医療・福祉		
		学び・交流・文化		
		産業振興・移住定住		
	災害に強いまちづくり	ありたい姿	気候変動など世界規模で起こる環境問題を踏まえ、近い将来起こりうる災害を想定したまちづくりが進み、地球環境への責任ある具体的行動や地域内の資源循環の強化に取り組む町民の皆さんが増えるまちを目指します。	
			新しい技術がまちづくりに生かされ、人口減少・少子高齢化が進む農村地域をはじめとした地域社会が活力を保ち、都市と農村の良さが調和する持続可能な「地域循環共生社会」の実現を目指します。	
		台風第19号の検証と災害想定・対策の強化	国や県、専門家と協働して千曲川や松川のハザードマップ更新や作成、流域圏と協力して災害対策に取り組むとともに、台風や地震など想定される災害とその影響範囲を可能な限り予測し、事前対策を強化します。また、災害発生時の非常電源確保やスムーズな避難に向けた住民の皆さんとの協働のあり方の研究など、発災後の対策強化にも取り組みます。	
		上下水道施設の耐震強化とビジョン策定	ライフラインである上水道施設の配水池の耐震強化を図り災害に備えるとともに、停電時にも継続して安全な水の確保や下水処理を継続できる体制や非常設備導入のあり方を検討します。また、上下水道ビジョンを策定し、長期的な視点で災害対応に取り組めます。	
		ゲリラ豪雨時の雨水への対策強化	ゲリラ豪雨等による集中的な降雨の影響を抑えるために、雨水排水計画の改定に取り組み、雨水調整池、雨水浸透枳、排水路の計画的な整備を進めます。	
		災害時行動マニュアルと情報発信の見直し	災害発生時の被害を最小限に抑えるために、地域ごとに災害時行動マニュアルと地域支え合いマップを毎年更新するとともに、災害発生時に有効に機能するための総合防災訓練を実施します。また、通常、災害時の情報発信・受信手段について有効な手段の見直しを進めます。	
住宅の耐震化の推進	地震による建物の倒壊を未然に防ぐため、住宅の耐震補強を推進・支援します。			

快適で個性豊かな生活環境の整備			
研究 と 実践	新しい時代の都市インフラ構造の	地域課題解決に向けた5Gの活用	5Gの活用による、地域課題の解決に向けた活用方法を研究・実践することで、技術と地域社会の豊かな関係づくりに取り組みます。
		持続可能な都市インフラのあり方や維持管理の研究と実践	厳しい財政状況の中で、これまでの人口増加を前提とした都市インフラ施設は経年劣化等により限界を迎えていることを踏まえ、上下水道や道路、電気、ガスなどの基礎インフラ施設について、持続可能な都市インフラのあり方や新しい維持管理の方法論の確立に向けた研究と実践に取り組みます。
		新しい都市農村計画の研究と推進	少子高齢化や人口減少、災害による被害想定などを踏まえて、都市構造や農地全体のあるべき将来像を検討します。そのために、都市情報を分析・共有できる情報インフラの基盤構築などにも取り組みます。
協働の推進・行財政改革			

## (2) 小布施町地域防災計画

「小布施町地域防災計画」は、本町の防災に関わる基本的な計画です。

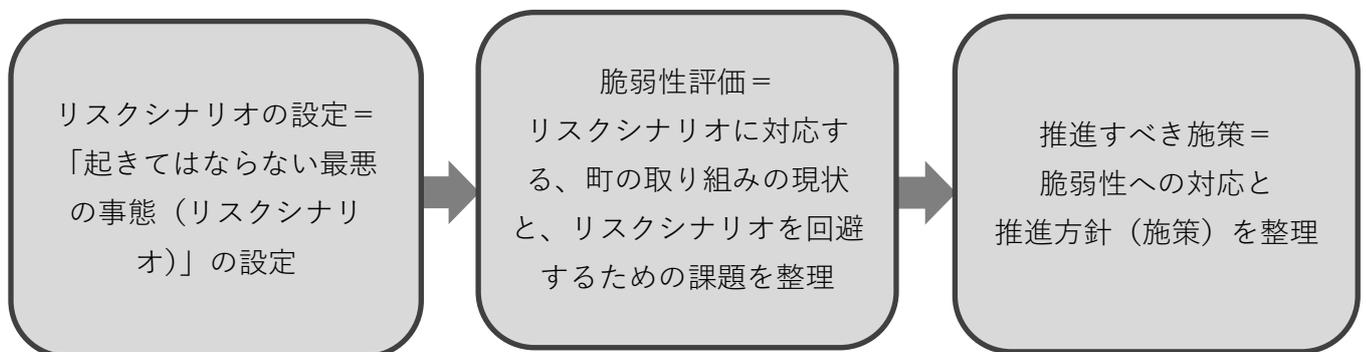
計画は総則の他、震災対策編、風水害対策編、その他の災害対策編、資料編等からなり、災害の予防段階（予防計画）から発災段階（応急対策計画）までの取るべき対応について設定されています。

## 4-2 脆弱性評価の考え方

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定した上で行うものとされています。大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価することは、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的かつ効率的に推進していく上で必要不可欠です。

本町では国及び県の脆弱性評価を参考に、7つの「基本目標」の妨げとなるものとして、第2期長野県国土強靱化計画を基本にすると同時に本町の地域の特性等を踏まえた31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、町の取組の現状とリスクシナリオを回避するための課題を整理し、推進すべき方針(施策)を整理しました。

図表 25 脆弱性評価・施策・事業のイメージ



### (1) 想定するリスクの設定

本計画で想定するリスクは第2章2-2災害要因で位置付けたものを中心に、自然災害全般とします。

(2) 「基本目標」における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

国基本計画や県地域計画を踏まえ、本町における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

図表 26 脆弱性評価の考え方

目 標	起きてはならない最悪の事態
1 住民の人命保護が最大限図られること	1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-5 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 迅速な救助、救急活動が行われること	2-1 長期にわたる孤立地域等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 行政機能、情報通信機能が確保されること	3-1 役場庁舎等の被災による大幅な機能低下
	3-2 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
4 生活・経済活動に必要最低限のライフラインが確保され、早期に復旧されること	4-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4 地域交通ネットワークが分断する事態

目 標	起きてはならない最悪の事態
5 流通・経済活動を維持すること	5-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
	5-2 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞
6 二次的な被害を発生させないこと	6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
	6-2 有害物質の大規模拡散・流出
	6-3 農地・森林等の荒廃
	6-4 観光や地域農産物に対する風評被害
	6-5 避難所等における環境の悪化
	6-6 貴重な文化財の損傷
7 被災した方々の日常生活を迅速に戻すこと	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-5 農業生産環境の整備
	7-6 復興に関する人材確保の整備

## 第5章 国土強靱化の推進方策の検討

### 5-1 住民の人命保護が最大限図られること

1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
現状と課題 (脆弱性)	<p>○住宅の倒壊 本町では、住宅、多数の者が利用する一定規模以上の建築物、公共建築物（町有施設）を対象に、「小布施町耐震改修促進計画」「小布施町住宅耐震化緊急促進プログラム」が策定されています。住宅や多数の者が利用する一定規模以上の建築物に対しては耐震改修の促進を、また公共建築物（町有施設）は計画的に耐震改修が進められていますが、特に民間住宅の耐震化が進んでおらず更なる促進が必要です。耐震化に当たっては、非構造部材の耐震化、家具の固定や窓ガラス・アスベストの飛散防止対策など、建物全体の安全対策を進める必要があります。所有者や管理者の意識の醸成も必要です。</p> <p>○ブロック塀等の倒壊 ブロック塀は、地震等により倒壊し通行者などに危険を及ぼす恐れがありますが、本町では、危険を及ぼす恐れのあるブロック塀等の現況について総合的・定期的な実態調査が行われていません。今後、実態を把握するため、地区ごとに調査を進めていく必要があります。</p> <p>○火災延焼 地震発生時等における市街地での火災延焼を防止するため、住宅等が密集する市街地において防火体制の向上を図る必要があります。木造住宅の防火対策の取り組みを進めるとともに、緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消や火災延焼を防止するため、狭あい道路の解消に努め、安全な市街地の形成を図る必要があります。併せて、町内各地区で同時に発生することが想定される地震火災に迅速に対応するため、消防体制、消防水利等の対策を強化するとともに、消防団、自主防災組織の充実強化や防災訓練の継続的实施など、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要があります。</p>
推進方策	<p>1-1-1 住宅の耐震化の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住宅の耐震化を促進するため、その必要性について普及啓発を行うとともに、耐震診断士の派遣と木造住宅の耐震改修補助による支援を進めます。</li> <li>パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会等を通じて、耐震化に関する補助制度や耐震改修促進税制等の周知に取り組むとともに、相談体制の整備を図ります。</li> <li>建築事業者等との連携により、リフォームにあわせた耐震改修を誘導します。</li> </ol> <p>1-1-2 特定空き家の除却推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>特定空き家を含む空き家全体の対策や利活用を推進していくために、今後、小布施町空き家対策計画の策定を進めます。</li> <li>特に災害時に倒壊等の危険が想定される特定空き家については、その状況把握を行い、必要性を十分に検討した上で、除却を進めます。</li> </ol> <p>1-1-3 民間住宅等の通行者などに危険を及ぼす恐れのあるブロック塀や電柱等への対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>通学路等を中心にブロック塀の点検を行い、危険箇所の是正指導を進めます。</li> <li>国道403号の無電柱化工事を進めます。（県事業）</li> </ol> <p>1-1-4 都市環境の整備促進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市街地の延焼防止や避難時の安全を確保するため、都市施設整備により、安全な都市環境の整備を進めます。</li> </ol>

	<p>1-1-5 防災訓練等の継続的实施</p> <p>1 町有施設や各地区における消火訓練や延焼火災に対応した避難訓練などに取り組みます。</p>
--	--

1-2	<p>多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生</p>
現状と課題 (脆弱性)	<p>○特定建築物 本町には、多数の者が利用する特定建築物が令和3年現在で18棟あり、全ての特定建築物が耐震性を要しています。</p> <p>○指定避難所・指定福祉避難所 指定避難所・指定福祉避難所の耐震化率は100%となっています。今後は、施設の適切な点検、診断等の実施、定期的な維持、修繕工事など、長寿命化や適切な管理を図る必要があります。</p>
推進方策	<p>1-2-1 町有施設の長寿命化と適切な維持管理の推進</p> <p>1 「小布施町公共施設等総合管理計画」(令和4年3月改訂)及び「小布施町公共施設個別施設計画」(令和3年3月改訂)に基づくストックマネジメント計画を策定し、町有施設の適切な点検、診断等の実施、定期的な維持、修繕工事などにより、長寿命化を図ります。ただし、主として昭和56年以前建築の施設については、状況によって施設の廃止を進めます。</p>

1-3	<p>豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水</p>
現状と課題 (脆弱性)	<p>○大雨等による水害発生リスク増大 町の西側を千曲川が、南側を松川が流れており、過去に氾濫を繰り返してきました。令和元年東日本台風では、千曲川水位の上昇により内水氾濫や堤防越水が発生し、河川敷内の農地に加え大島地区、飯田地区、山王島地区を中心に、住宅地への浸水被害がありました。気候変動の影響により今後もこれまでにない大雨が頻繁に発生する可能性があり、ハード・ソフト両面から、河川増水による災害への備えに取り組んでいく必要があります。</p>
推進方策	<p>1-3-1 河川の治水対策</p> <p>1 住民が安全で安心して暮らせるよう、国、県が策定した「信濃川水系(千曲川)緊急治水対策プロジェクト」に基づく河川整備が早期に実現するために、国及び県と連携するとともに、地域との調整等に取り組みます。</p> <p>2 松川の防災対策の強化に向けて、護岸整備、治水対策、堤防強化について、管理者である県に要望し、早急な対策を実施します。</p> <p>3 町が管理する河川施設及び洪水調節施設の整備や内水対策等を実施します。</p> <p>4 河川管理施設について、定期的に点検を実施するとともに、施設の計画的な修繕を実施します。</p>

1 - 4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
現状と課題 (脆弱性)	○土砂災害等 本町においては、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性のある場所があります。これらの土砂災害を防止するため国、県、町等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる必要があります。
推進方策	1 - 4 - 1 土砂災害等の災害予防 1 土砂災害の恐れのある区域（特別警戒区域）については、急傾斜地崩壊対策事業の実施を県に要望していきます。 2 土砂災害警戒区域（特別警戒区域）等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合には、土砂災害への適切な対策を行うよう指導し、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築します。 3 土砂災害の恐れのある区域の危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進します。
	1 - 4 - 2 森林荒廃対策 1 山地災害の発生の危険性が高い地域等について、「災害に強い森林づくり指針」に基づき、保安林の指定や治山事業の積極的な導入により適正な森林整備を進めます。

1 - 5	避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
現状と課題 (脆弱性)	○災害時の情報取得手段の多重化と避難行動に関する啓発活動について 風水害については、災害発生の危険性のある程度予測することが可能です。災害時の人的被害をなくすためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導など行政等による適切な情報提供がなされることに加え、住民自らが、適切な避難行動や地域での避難支援活動を行うなど、災害発生直前の取り組みがスムーズに行われるよう、官民協働による推進体制を構築していくことが極めて重要です。 町では、上記の目標を達成するため、すべての世帯に防災行政無線を配備するとともに、令和元年度より町公式 LINE を開設し、住民が、平時及び発災時に情報取得できる手段の確保に取り組んできました。また、住民への防災知識の普及啓発や災害時の協働体制構築を目的として、各自治会に自主防災組織（自主防災会）を組織し、毎年1回総合防災訓練を実施してきました。令和2年度からは、令和元年東日本台風災害での経験を踏まえ、長野工業専門高等学校の協力を得て、水害を想定した防災訓練の企画や各自治会役員を対象とした「わが家の避難計画（マイタイムライン）」の作成講習会を行っています。 今後も、重層的な情報取得手段の確保や様々な災害想定を踏まえた啓発活動に取り組んでいく必要があります。
	○災害時要配慮者や避難行動要支援者への対策について 特に、高齢者や障がいのある人などの要配慮者が迅速に避難できるよう対策を行うこと、要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守ることが求められます。 町では、75歳以上の二人暮らし、70歳以上の単身世帯を対象に、自治会の中における日常的な支え合いや災害時の避難行動支援などを行うためのツールとして、「地域支え合いマップ」を導入し、毎年自治会単位での更新作業を行ってきました。共助の仕組みとして浸透する一方で、地域支え合いマップに参加（同意）していない避難行動要支援者への支援のあり方が課題となっています。

推進方策	1-5-1 適切な避難情報等の発信
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 風水害の発生が想定される場合には、町災害警戒本部を早期に立ち上げ、行政内部での情報共有の徹底を図ります。</li> <li>2 住民が適切な事前準備のもとで避難行動に備えられるよう、災害発生前から住民に気象警報・注意報等を迅速に伝達します。</li> <li>3 避難判断水位等の基準に基づき避難情報を発出し、あらゆる手段で住民への情報共有を図り、適切な避難行動を促します。</li> </ol>
	1-5-2 要配慮者・避難行動要支援者への支援体制の構築
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難行動要支援者の把握を適切に行い、対象者台帳や個別支援計画の作成・更新等の適切な管理、緊急通報装置等の整備、町社会福祉協議会や自主防災組織等との支援協力体制や役割分担の明確化等を行うことで、災害時における避難行動要支援者の迅速な避難体制を構築します。</li> <li>2 地域での共助による避難支援を円滑に行うため、毎年「災害時地域支え合い名簿」を町が作成し、地域での共有と活用を図ります。</li> <li>3 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等にある社会福祉施設や要配慮者利用施設について、施設職員や利用者が災害発生時に迅速な避難行動をとることができるように、防災設備、避難確保計画や緊急連絡体制等の整備を県と連携して促します。</li> <li>4 外国籍住民等、観光客等が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、簡明化・多言語化等された指定避難場所標識や避難経路標識等の設置を進めます。</li> </ol>
	1-5-3 情報伝達手段の充実と普及啓発
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、町公式ホームページ、町公式 SNS 等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図ります。</li> <li>2 災害時に自主防災会や防災関係機関との円滑で速やかな情報伝達を進めるために、平時からメールや SNS 等を活用し相互に情報共有が可能な情報共有プラットフォームの構築に取り組みます。</li> <li>3 外国籍の住民へも情報が伝わるよう、災害時の情報手段の検討を進めます。</li> <li>4 町内でケーブルテレビ事業を行う株式会社 Goolight と締結した災害協定（「災害時におけるケーブルテレビ放送並びにインターネットでの情報伝達に関する協定」）に基づき、災害時における住民への情報提供や指定避難所におけるテレビ視聴の支援と無線 LAN（Wi-Fi 等）の提供などを行います。</li> <li>5 河川堤防周辺への新規カメラ設置等により、オンラインで河川状況を確認できる手段の整備を検討します。</li> </ol>	
1-5-4 防災知識の普及と住民意識の啓発	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災訓練や、防災に関するセミナーやフォーラム等を通じて、住民や防災上重要な施設の管理者等に対し、過去に起こった大規模災害の教訓や、実践的な防災知識の普及・啓発活動を行います。</li> <li>2 学校における防災教育と連携し、児童生徒の防災意識の啓発を行います。学校生活を含め、普段から何が起きても落ち着いて行動し、自らの安全を確保できるよう、育成を図ります。</li> <li>3 町職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図り、災害時に即応できる体制づくりを進めます。</li> <li>4 住民の防災意識の向上に向けて、各地区や希望者を対象とした「わが家の避難計画（マイタイムライン）」の作成講習会等を継続的に行います。</li> <li>5 住民へのハザードマップの周知を行い、防災意識の向上に取り組むとともに、ハザードマップの情報を常に最新のものに更新します。</li> </ol>	

## 5-2 迅速な救助、救急活動が行われること

2-1	長期にわたる孤立地域等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
現状と課題 (脆弱性)	<p>○孤立集落等の発生について</p> <p>本町は町域の48.8%が千曲川沿いに広がる農地と市街地であり、大規模風水害が発生した場合、農地及び市街地への大規模な浸水が懸念されます。町内に山や川等に隔てられた集落はなく、水害や土砂災害、地震等により集落単位での孤立が発生することは想定しづらいものの、その周囲を千曲川、松川、篠井川、雁田山に囲まれている地形上、最悪の場合、町全体が隣接地域から孤立することも想定されます。被害想定で想定している規模の災害が発生した場合には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、町外地域とのスムーズな人・物の流れが必要とされることから、町全体が孤立しないための対策を講じることや、孤立した場合に備えることが重要です。</p> <p>○孤立発生防止対策や孤立発生を見据えた対策について</p> <p>町では、孤立発生防止対策として、主要橋梁の耐震化や長寿命化を進めています。十分ではないものもあり、更なる推進が必要です。</p> <p>また、橋梁の被災や主要道路の寸断等により、町全体や一部地域が孤立した場合の対策としては、障害物撤去等による早期復旧に向け重機を扱える建設事務業者やボランティア団体等との連携協定を締結するとともに、人命救助や救援物資搬送等の手段として災害対策用ヘリポートの指定を行っています。しかし、具体的な想定に基づく関係団体との訓練や連携方法の確認は十分に実施できていないのが現状です。</p> <p>○食料等の備蓄について</p> <p>大規模な災害が発生した場合には、被災直後の住民の生活を確保する上で食料等の調達・輸送・供給が重要です。一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、住民自らが備蓄で賄うことが原則になります。町は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料等を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する必要があります。</p> <p>町では、町報やハザードマップなどの広報媒体を通じて、これまでローリングストック法による家庭備蓄の普及推進を図るとともに、地域防災計画で定めた必要量以上の食料備蓄を行っています。備蓄に対する住民意識の啓発をさらに進めていく必要があります。</p>
推進方策	<p>2-1-1 孤立発生防止対策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時に孤立しやすい地域を予測し、孤立予想地域に通ずる町道、林道等の防災対策、迂回路確保に配慮した整備を進めます。</li> <li>2 国及び県に対し、孤立予想地域への道路・橋梁等長寿命化及び防災対策の推進、迂回路確保に配慮した道路・橋梁等交通網の整備を要望していきます。</li> <li>3 小布施橋など国、県が管理する緊急輸送路について、緊急時の機能維持に向けた整備を要望します。</li> </ol> <p>2-1-2 孤立発生を見据えた対策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土砂の撤去等に関する協定を結ぶ団体等と連携方法を定期的に確認し、災害発生時に即応できる体制づくりを進めます。</li> <li>2 救助活動拠点、物資輸送拠点、災害対策用ヘリポート等を住民に周知します。</li> </ol>

	<p>3 災害対策用ヘリポートは、災害時の状況等により運用が異なるため、様々なケースに対応できるよう候補地の選定及び整備を随時図ります。</p>
	<p>2-1-3 食料等の備蓄・調達</p> <p>1 災害時に備え、地域防災計画に定めた備蓄量に基づき、水、食料等の備蓄を進めます。</p> <p>2 住民に対して、ローリングストック法等の普及啓発や非常用の備蓄の呼びかけを行います。</p> <p>3 災害時における水、食料等の支援物資の提供や受入等について民間企業や各種団体との災害協定の締結を進めます。水、食料等の支援物資を外部からスムーズに受け入れられるよう、支援物資の拠点等の確保を図ります。</p>

2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
現状と課題 (脆弱性)	<p>○自主防災組織について</p> <p>災害による被害を最小限に抑えるには、自らの身を守る「自助」、行政機関等の災害支援である「公助」のほか、地域の人の助け合いである「共助」を強化していく必要があります。その共助の中心的役割を果たすのが「自主防災組織」です。</p> <p>本町では、自主防災組織として、各自治会に「自主防災会」が設置され、その連絡調整機関として「自主防災会連絡協議会」が設置していますが、年1回の避難行動を主眼に置いた防災訓練が活動の中心であり、発災後の活動を想定した訓練や防災知識の普及が課題となっています。また、自主防災会の役員は、自治会役員と兼ねることが多く、1年で交代したり、役員の担い手不足により、活動の継続が課題となっています。</p> <p>○消防団について</p> <p>近年、消防団には、火災予防や初期消火の取り組みに加え、地域防災の担い手としての役割が期待されています。</p> <p>本町の消防団の団員は、男性だけでなく女性も所属し、活躍しています。しかし、近年は新入団員の確保が困難となりつつあり、組織体制の維持・強化を図るためには、団員の確保に向けた対策が必要です。</p> <p>また、災害の発生に対応するため、消防力の強化のほか、初動体制等の整備、分団間での相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等に取り組んでいく必要があります。</p> <p>○応援体制について</p> <p>町内全域に被害が生じる大規模災害では、地域住民や町職員のみでは、応急対策を行うマンパワーが圧倒的に不足します。自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、災害時派遣医療チーム(DMAT)、さらには国の各機関や全国の都道府県・市町村、ボランティアなどからの応援が円滑に機能することで本格的な応急対策が進みます。大規模災害への応急対策が進められる体制の構築・強化に、関係機関が連携しながら取り組む必要があります。</p>

推進方策	<b>2-2-1 自主防災組織の強化</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容や役割分担を明確化し、マニュアルの整備に取り組みます。</li> <li>2 各自主防災組織において、役員が交代しても過去の経験が引き継がれるための仕組みづくりに取り組みます。</li> <li>3 自主防災組織の役員に対し、それぞれの役割を踏まえた各種研修等を企画・実施したり、防災士の資格取得を支援するなど、災害対応力の強化に向けた学習機会を提供します。</li> <li>4 自主防災組織相互の応援体制の確立のため、自主防災会連絡協議会を通じ、発災時の応援体制のあり方を検討します。</li> <li>5 発災直後の自主防災組織の活動指針となる「地区防災計画」の策定を促すために、専門家の派遣等の支援を行います。</li> </ol>
	<b>2-2-2 消防団の体制と災害対応力の強化</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防団の施設や設備の充実等に取り組み、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図ります。</li> <li>2 消防団活動についての広報活動に積極的に取り組み、青年層、女性の加入促進と活性化を図ります。</li> <li>3 国及び県通知を参考に、消防団員の待遇改善を検討していきます。</li> <li>4 災害に対する知識を深める研修機会を提供し、火災のみならず、発災直後の救助活動に即応できる組織づくりに取り組みます。</li> </ol>
	<b>2-2-3 消防・警察・自衛隊との連携</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議を設置し、組織間での定期的な意見交換や、発災直後の救助活動についての相互連携体制の確認を定期的に行います。</li> <li>2 町の総合防災訓練に各機関に参加をお願いし、訓練を通じた救助体制の確認を行います。</li> </ol>

2-3	<b>救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</b>
現状と課題 (脆弱性)	<p>○エネルギー供給の断絶について</p> <p>災害発生により、電気やガス、石油等のエネルギー供給が一時的または長期間に渡って断絶され、救助・救急や医療活動の拠点となる病院などでの活動が制限される危険性があります。</p> <p>災害拠点病院など、優先度が高い施設等を定めるとともに、優先施設におけるエネルギー源の多様化や非常用発電設備の設置推進、燃料供給に向けた連携体制の確保などに取り組むことが重要です。</p> <p>○災害時の燃料供給体制について</p> <p>町では、石油燃料やLPガスの供給等について各種団体と災害協定を締結し、災害時の燃料供給体制の確保に取り組んでいますが、災害時のエネルギー供給の確保に向けた多重的な取り組みを進める必要があります。</p>
推進方策	<b>2-3-1 災害時のエネルギー供給体制の強化</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 石油燃料やLPガスの供給等について災害協定を締結している各種団体と定期的に担当者間の連絡調整訓練を行い、災害時に即応できる体制づくりに取り組みます。</li> <li>2 停電時にも最低限のエネルギー供給が確保できるよう、災害拠点病院等への非常用発電設備や太陽光発電設備、蓄電池等の設置促進に取り組みます。</li> </ol>

	3 停電等により電力供給が遮断される事態を想定し、災害に比較的強く、停電時にも自立運転が可能な GHP エアコンなどの設置を促し、電源の多様化を推進します。
--	--

2 - 4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	
現状と課題 (脆弱性)	<p>○災害時の医療体制について</p> <p>災害時を想定し、医療活動の拠点となる医療機関の災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る必要があります。</p> <p>町では、須高医師会と「災害時の医療救護活動に関する協定」を定めており、災害時には須高医師会の協力を得て医療救護活動マニュアルに基づき活動を円滑に実施することとなっていますが、定期的な訓練等は実施されておらず、即応できる体制づくり・医療救護で使用する医薬品等の備蓄が課題です。</p> <p>○災害時の情報連携について</p> <p>災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠です。そのためには、関係機関による情報伝達ルートが多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要があります。また、医療機関の患者受入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要があります。</p> <p>近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請については、町は「長野県市町村災害時相互応援協定」を締結していますが、災害時の連絡方法にかかる訓練等は十分に実施できていません。</p> <p>このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送が主体になると思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要です。町では、町内に複数のヘリポートを指定・確保しており、ヘリポートを利用した広域輸送への備えに取り組んでいます。</p>
推進方策	<p>2 - 4 - 1 災害時を想定した医療体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害拠点病院である、長野赤十字病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣の市町村と調整を行います。</li> <li>2 「災害時の医療活動に関する協定」について関係団体と調整しながら、随時内容等の見直しを図っていきます。</li> </ol> <p>2 - 4 - 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「長野県市町村災害時相互応援協定」を締結している近隣市町村の消防機関・医療機関との連絡を平常時から緊密にとるとともに、発災時に円滑な活動ができるよう、相互の連絡体制や情報伝達手段の確認を定期的に行います。</li> <li>2 関係機関の協力を得て、地域防災計画に基づく訓練を毎年1回以上実施します。</li> </ol>

2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
現状と課題 (脆弱性)	<p>○被災者・避難者の健康管理について 被災後から復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握や健康相談等の保健活動、感染症発生の予防やまん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う必要があります。 長期間避難する住民を対象とした健康管理事例としては、令和元年東日本台風時に県を通じ石川県・福井県から保健師の派遣を受け入れた事例がありますが、災害時の健康管理を目的とした保健師対象の研修は実施できていません。</p> <p>○感染症の予防・まん延防止について 近年は新型コロナウイルスに代表される感染症のまん延により、人が密にならないように配慮が必要です。ウイルスのまん延を防止するために、避難所における収容人数の見直しや運営方法について工夫が求められています。また、水道施設の被災に備えて、水の備蓄等に取り組む必要があります。 町では、令和2年度に、感染症対策と避難所環境の改善を目的として、避難所へのパーテーションの備蓄を新たに実施しました。また、マスクやアルコール等の備蓄にも取り組んでいますが、災害時に即応できるよう、定期的な維持管理や避難所開設訓練の実施が必要です。</p> <p>○遺体の取扱いについて 被災による死者への迅速な検案活動等を実施するためには、遺体収容所等における体制の整備、関係機関との連携強化が不可欠です。また、須高行政事務組合が運営する松川苑だけで火葬処理を行うとすると、相当の期間が必要となるため「災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定」を市・村組合で令和3年4月に締結しました。</p>
推進方策	<p>2-5-1 災害時における感染症予防に向けた対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時を想定し、避難所での健康指導や栄養指導、感染症対策や患者の隔離措置等に的確に対応できる保健師や管理栄養士の育成に向け、定期的に研修を実施します。</li> <li>2 避難所の運営に関し、感染症のまん延を未然に防止するために必要な感染症予防用資機材の備蓄を進めます。</li> <li>3 避難所施設について、避難者及び職員等関係者の感染予防及び感染拡大防止のため、換気や空調機能の強化など、施設環境整備を進めます。</li> </ol> <p>2-5-2 避難所運営体制の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所において必要とされる保健医療活動に取り組めるよう、医療関係者と災害時における連携方法や役割分担の確認を定期的に行います。</li> <li>2 避難所の良好な生活環境を維持するため、トイレやゴミステーションの配置をはじめ、生活環境を維持するためのルールづくりや運営方法について避難所運営マニュアルを活用し、町職員や自主防災組織が学べる研修機会の提供に取り組みます。</li> <li>3 医療、保健、福祉関係者の資格保持者の登録をはじめ、災害時における社会福祉協議会等関係機関と連携したボランティア活動の支援、避難所の運営人材確保・育成などを進めます。</li> <li>4 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所において、社会福祉施設等管理者や関係団体と協定の締結を進め、設置運営訓練等の実施により運営体制の整備を進めます。</li> </ol>

### 2-5-3 適切な遺体の取扱い

- 1 災害発生後に速やかに遺体収容所を開設し、遺体の収容、安置、検視、検案を迅速に行うため、警察及び医療機関との訓練を実施します。
- 2 「長野県市町村災害時相互応援協定書」に基づく応援が円滑に行われるよう、他市町村との連携強化に取り組みます。

### 5 - 3 行政機能、情報通信機能が確保されること

3 - 1	役場庁舎等の被災による大幅な機能低下
現状と課題 (脆弱性)	<p>○役場庁舎の災害対策機能について</p> <p>町役場庁舎の耐震性能は基準を満たしているものの、令和2年度に松川の浸水想定区域が公開され、町役場庁舎が松川の浸水想定区域内に指定されました。0.5m程度の浸水を想定し、役場庁舎機能を維持するためのハード整備や、最悪の場合の行政機能の移転先について検討する必要があります。</p> <p>また、町役場庁舎の非常用発電機能は、設置から20年以上を経過しており、定期的なメンテナンスや入れ替えが必要な時期となっています。加えて、現在の非常用発電機能では、照明への電力供給が主体となっており、非常時に使えるコンセント等の整備が遅れています。発災時を想定したハード面での備えを改めて見直す必要があります。</p> <p>○行政機能の確保に向けた計画の浸透について</p> <p>町役場庁舎には、防災・減災拠点の役割を果たせる機能が必要であるとともに、最低限の行政機能が常に維持できるよう備えておくことが必要です。</p> <p>大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断・遅滞等により住民生活や経済活動等への影響が大きい業務を維持するために策定されている「小布施町業務継続計画」など随時改訂する必要があります。また、これに基づく「災害時職員行動マニュアル」の見直しを行いながら、町職員らが緊急時にも迅速に行動できる体制づくりを進めていく必要があります。</p> <p>本町では、各機関の業務継続計画や災害時職員行動マニュアルを策定していますが、職員への周知や実践的な訓練が十分に行われているとは言い難い状況にあります。</p> <p>○発災時の他機関との連携について</p> <p>発災時に、その規模及び被害の状況から、本町のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合に備え、町では、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定等を結んでいます。</p> <p>しかし、発災時の具体的な相互応援のあり方について、現状では十分な検討が実施できていません。発災時に協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施できるよう、平常時から連携の強化に取り組んでいく必要があります。</p>
推進方策	<p>3 - 1 - 1 庁舎等の機能維持</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部を設置するためのスペースの確保や放送・通信設備の拡充を図り、定期的な保守点検や訓練を実施します。</li> <li>2 停電時にも対応できる非常用発電設備や非常用コンセント、空調設備等の設置に取り組み、維持・点検、訓練の実施を定期的に行います。非常用発電設備については、耐用年数が超えた場合には、可能な限り速やかに交換を行います。</li> <li>3 発災時に自家消費できるエネルギーの確保に向け、太陽光発電設備や蓄電池の設置等に取り組みます。</li> <li>4 発災時の緊急的な電力供給の中でも可能な限り電力供給時間を確保するために、照明のLED化や高効率空調設備の導入など、施設の省電力化を推進します。</li> <li>5 住民の生命・財産を火災や地震等の災害から守る消防団本部は、役場庁舎近傍に整備します。</li> <li>6 緊急時に災害時支援物資を格納するスペースや倉庫等を確保します。</li> </ol>

	7 役場庁舎の代替施設として、公民館や学校施設等から施設を選定し、防災・減災拠点化のため、施設整備及び機能改善、高度化に取り組みます。
	<b>3-1-2 行政の業務継続</b>
	1 人、物、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある中、応急業務及び継続性の高い業務を特定し、実行するための計画である「小布施町業務継続計画」を随時改訂します。 2 住民の安全確保と救助、災害の早期復旧対応、行政機能の維持をするための職員の参集について定められている「災害時職員行動マニュアル」の見直しを行いながら、定期的に全職員参加の訓練を実施し、必要な体制づくりを進めます。 3 発災以降急激に増加する業務に対応する職員の健康管理、心理的負担の低減のために、発災時の相談体制を整備し、業務継続性の確保を図ります。
	<b>3-1-3 広域相互応援</b>
	1 防災会議の開催や県主催の会議等を通じ、防災関係機関相互の連絡体制の整備を定期的に行います。 2 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく他市町村からの応援・協力が十分に機能するように、受援体制の明確化に向けて「小布施町受援計画」の更新を行います。 3 「長野県消防相互応援協定書」に基づく応援・協力が十分に機能するように、平常時から連携体制や役割分担の明確化を行います。 4 「長野県広域防災拠点施設に関する協定」に基づき、広域防災拠点施設の円滑な運営が行えるよう県との訓練を実施します。 5 発災時に必要な取り組みを整理し、公的機関では担いきれない部分について、民間事業者等との連携協定の締結を推進します。 6 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図ります。
	<b>3-1-4 通信手段の多重化と維持管理</b>
	1 発災時にも通信手段が途絶えることがないように、電話、インターネット、無線などの通信手段の多重化と適切な維持管理に取り組みます。

<b>3-2</b>	<b>停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止</b>
現状と課題 (脆弱性)	<p>○発災を想定した情報通信網の整備について</p> <p>災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用できなくなる恐れがあります。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要です。：町では、発災時に携帯電話が不通となる場合を想定し、令和3年度に防災行政無線（デジタル移動系）の整備を行いました。</p> <p>また、電話やインターネット回線等の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対する迅速な情報提供が重要となることから、テレビ局や通信会社等との連携を強化する必要があります。</p> <p>町では、令和3年度に株式会社 Goolight と連携し、町内全域をカバーする独自の通信網である地域 BWA の基地局整備を進め、町役場庁舎や自治会公会堂等への無線 LAN 設備の設置に取り組んでいます。加えて、同社と応援協定を結び、発災時に避難所へのケーブルテレビを設置する等の協力をお願いしています。</p> <p>災害の発生に伴う大規模通信障害発生時等に住民生活の早期安定を図るため、町は、令和2年度に東日本電信電話株式会社と「災害時における相互協力に関する協定」を締結しました。</p>

推進方策	<p>3-2-1 災害情報の伝達手段の多様化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各情報通信会社における有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の三重化など、危機管理体制等の把握に努め、通信手段の選定に活用します。</li> <li>2 令和3年度に整備した防災行政無線の定期的な研修や平常時からの活用を行い、発災時の拠点間のコミュニケーション手段を確保します。</li> <li>3 地域 BWA の平常時からの活用を図るとともに、基地局や無線 LAN 設備への停電対策の強化に取り組みます。</li> <li>4 全戸配布している防災行政無線戸別受信機については、引き続き全戸への配備と平常時からの利用を進めるとともに、平常時の活用が進むよう、機能の高度化を検討します。</li> <li>5 テレビ・ラジオ放送が中断した場合でも、住民に対して的確な情報提供ができるよう、防災行政無線、町公式ホームページ、町公式 SNS (LINE、フェイスブック)、緊急速報メールや Lアラートなど、多重的に情報発信を行います。また、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等の活用を図ります。</li> <li>6 情報発信、情報収集を迅速かつ的確に行うための体制整備や人材の育成を進めます。</li> </ol>
	<p>3-2-2 電話機能の災害予防</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 東日本電信電話株式会社との「災害時における相互協力に関する協定書」に基づき、災害時には早期の通信障害の復旧に取り組みます。</li> <li>2 町は、電気通信事業者に対し、災害に強い通信サービスの実現に向けて、建物・鉄塔及び端末機器等の耐震対策や停電対策など各種施策を実施するよう対応を促します。</li> </ol>

## 5 - 4 生活・経済活動に必要最低限のライフラインが確保され、早期に復旧されること

4 - 1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
現状と課題 (脆弱性)	<p>○災害時の電気・石油燃料・ガスの復旧・復興について</p> <p>大規模災害発生直後は、電気・石油燃料・ガスの供給停止が予想されます。電気については、発電所からの送電停止、電柱の倒壊等により、長期的な停電が予想され、被災の規模によっては応急・復旧業務が直ちに実施できない可能性があります。災害時を想定した予防対策や早期復旧体制を促す必要があります。</p> <p>電気については、令和元年度に中部電力パワーグリッド株式会社と「小布施町と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー長野営業所との災害時における相互協力に関する協定」を締結しました。</p> <p>石油燃料については、令和2年度に、町と長野県石油商業組合及び長野県石油協同組合北信支部の間で「災害時における石油燃料の供給等に関する協定」を締結しました。</p> <p>LP ガスについては、令和2年度に、町と長野 LP ガス協会長野支部及び（一社）長野県 LP ガス協会の間で「災害時における LP ガスの供給協力に関する協定」を締結しました。</p> <p>発災後の迅速な復旧・復興のため各事業者との連携が必要であることから、ライフラインの核となる事業者や業界団体と平時より情報共有や意見交換を行うとともに、災害協定の締結や合同訓練を実施する等連携強化を図る必要があります。</p>
推進方策	<p>4 - 1 - 1 電気・石油燃料・LP ガスの安定供給</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気は、町と中部電力パワーグリッド株式会社が協力して、災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備に取り組みます。</li> <li>2 石油燃料・LP ガスは、協定に基づき、各団体と協議の場をつくり、災害時の優先供給施設等に関する情報共有や連携の具体策について検討します。</li> <li>3 災害により大規模な停電や燃料供給が途絶した場合でも、業務継続が優先される施設機能が一定程度維持できるよう、ライフラインや燃料の多重化を図り、自立型の GHP エアコンの導入や備蓄した石油燃料で稼働できる非常用発電設備、自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の設置を複合的に進めます。</li> </ol>
4 - 2	上水道等の長期間にわたる供給停止
現状と課題 (脆弱性)	<p>○上下水道施設の耐震化などの災害対策について</p> <p>町は、水道事業者として町の重要なライフラインの一つである住民や事業者への上水道供給を担っています。町では災害の備えとして、水道施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めており、令和2年度からは低区配水池更新事業に取り組んでいます。しかし、施設の建設には多大な費用が必要のため、水道管の更新など施設整備が十分とはいえないのが現状です。</p> <p>○上水道の供給停止時の応援体制について</p> <p>災害時に上水道の供給が停止する場合の備えとして、町では、給水車を導入するとともに、水道事業者相互の応援体制として「長野県水道協議会災害等相互応援要綱」を結んでおり、県内の他市町村へ応援を依頼することが可能です。</p> <p>供給停止時に避難所等へスムーズに給水活動ができるよう、給水訓練や相互応援要綱に基づく他市町村との連携方法の確認を定期的に行っていくことが必要です。</p>

推進方策	<p>4-2-1 上水道施設災害対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設整備においては莫大な費用が必要となることから、各水道施設の重要度に応じ優先順位をつけた耐震化計画を策定し、施設整備においては、国庫補助事業を有効に活用します。</li> <li>2 低区配水池更新事業と水道ビジョンの策定を優先し実施します。</li> <li>3 町が経営する水道事業に係る浄水場等の基幹施設及び導・送水管等の基幹管路等について、優先的に耐震化を進めます。特に公会堂や避難所となる学校等を「重要給水施設」と位置付け、そこに至る管路の耐震化を進めます。</li> <li>4 災害の発生により周辺一帯が断水しても水を確保できる応急給水拠点を小中学校等の避難所と一体的に指定するとともに、給水車の設備拡充や応急給水拠点における貯水槽の整備等について検討を進めます。</li> <li>5 県企業局との災害時連携協定等に基づく応急・復旧活動が的確に行えるよう、県企業局との災害時を想定した訓練や連絡調整を定期的に行うとともに、住民と連携した実践的な防災訓練を実施するなど、ソフト面の対応を強化します。</li> <li>6 災害時の情報の早期把握のため、各施設の運営状況を一元的に確認可能な情報共有システムを構築します。</li> <li>7 県水道協議会の要請に基づき、被災した水道事業者の復旧支援を行えるよう要請時の対応方法について明確化します。</li> </ol>
------	---

4-3	<p>汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p>
現状と課題 (脆弱性)	<p>○下水道施設の維持管理・復旧・復興について</p> <p>下水道は、災害時においてもライフライン機能として不可欠な施設であり、災害に強い下水道整備を推進することが必要です。</p> <p>老朽化の進んだ下水道施設については改築、補強に努める必要があります。また、下水道施設の多くは浸水想定区域内に位置しており、浸水対策に取り組むことが必要です。</p> <p>被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る必要があります。</p> <p>災害発生時において住民生活や社会的に影響の大きい下水道事業の業務を維持するため策定している「業務継続計画」を随時改訂していく必要があります。</p>
推進方策	<p>4-3-1 下水道施設災害対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施します。</li> <li>2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図ります。</li> <li>3 緊急用、復旧用資機材の計画的な整備及び確保に努めます。</li> <li>4 下水道施設台帳の整備・拡充を図ります。</li> <li>5 管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図ります。</li> <li>6 「災害時における公共施設の応急復旧等に関する協定」に基づき下水道事業者相互の連携の強化を推進します。</li> <li>7 災害発生時の下水道事業の業務を維持するため「業務継続計画」を随時改訂します。</li> </ol>
	<p>4-3-2 公共下水道 汚水処理施設の対策強化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水処理施設等の耐水化、耐震化を行います。</li> <li>2 下水道 BCP (H25 策定) の改訂を県と共同で行い、改訂に基づく防災訓練等を実施し防災体制の強化を図ります。</li> <li>3 民間事業者等との協定締結等により、応急復旧体制を整えます。</li> <li>4 老朽化した汚水管渠等の耐水化等を行い、長寿命化を図ります。</li> </ol>

	<p>4-3-3 公共下水道 雨水処理施設の対策強化</p> <p>1 令和元年東日本台風災害対応の反省をもとに、樋門等の操作規則の見直しや施設耐水化計画を策定し耐水化を促進します。</p>
	<p>4-3-4 防災訓練等を通じた防災体制の強化</p> <p>1 下水道 BCP (H25 策定) の改訂を行い、改訂に基づく防災訓練等を実施し防災体制の強化を図ります。</p>
4-4	<p><b>地域交通ネットワークが分断する事態</b></p>
現状と課題 (脆弱性)	<p>○地域交通ネットワークの維持について</p> <p>本町は千曲川沿いに広がり、町内の道路ネットワークが寸断することにより、孤立地域が発生する可能性があります。</p> <p>地震や大雪により発生した瓦礫や雪の仮置き場の不足により、復旧等が遅延する可能性があります。しかし、町内の道路全てについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるのが実態であり、優先順位をつけて対策を行っていく必要があります。</p>
推進方策	<p>4-4-1 災害に強い道路網の整備</p> <p>1 主要路線を中心に町道の災害予防対策を推進します。</p> <p>2 各地区間及び各地区内の物資輸送路及び避難路の複線化及び多重化等の道路の確保を図ります。</p> <p>3 橋梁の維持管理、及び耐震化を国・県へ要望します。</p> <p>4 主要な道路については電柱の地中化を検討します。</p> <p>5 道路に面した工作物、立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えないよう対応を促します。</p> <p>6 大規模災害時の救助・救援活動を支えるため、道路ネットワークの多重性の確保に向けて、国や県と連携して整備促進を図ります。</p>

## 5-5 流通・経済活動を維持すること

5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
現状と課題 (脆弱性)	<p>○企業の業務継続について</p> <p>災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる役割が求められています。各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となっています。</p> <p>企業の施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する必要があります。</p>
推進方策	<p>5-1-1 企業防災の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設・設備の耐震診断や点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図ることを促します。</li> <li>2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に発揮し、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定を促します。</li> <li>3 町が主催する防災訓練について、企業の防災力向上にもつながるよう、企業が参加できる仕組みを検討します。</li> </ol> <p>5-1-2 経済関係団体との連携強化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業事業者の経済団体である小布施町商工会と災害時におけるサプライチェーンの寸断防止対策の検討に取り組みます。</li> <li>2 エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関において、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるよう促します。</li> </ol>
5-2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
現状と課題 (脆弱性)	<p>○基幹的交通ネットワークの維持について</p> <p>大規模災害発生の場合、高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能が停止することにより町外からの物資や人員等の供給が遅れ、住民のライフラインの維持が困難になる可能性があります。</p> <p>○水の供給について</p> <p>被災直後から住民の生命を守るうえで飲料水の供給は重要であり、緊急輸送路（道路）状況が把握できない中では、最低でも1人1日3Lの飲料水の確保が必要です。町は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、飲料水（水道水）の供給を地域防災計画等で定め、医療機関を優先としながら、被災住民への水道水（飲料水）を供給する必要があります。</p>
推進方策	<p>5-2-1 高速道路、鉄道等の災害耐性の向上</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関に災害耐性の向上を図っていくための働きかけを行うとともに、長野県等と連携して、情報共有の強化を図ります。</li> </ol> <p>5-2-2 代替ルートの確保</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 物資輸送路確保のための道路整備及び老朽化の進む道路構造物について、国・県に対して早期事業化に向けた要請を行います。</li> <li>2 道路不通が発生した場合、早期解消に向け、国・県及び民間事業者との連携体制を整えます。</li> </ol>

	3 主要道路の代替ルートや避難道路となる町道等についても、橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進めます。
--	---

5 - 3	食料・飲料水等の安定供給の停滞
現状と課題 (脆弱性)	<p>○支援物資の供給・管理方法について</p> <p>災害発生後には、住民支援に向けて多くの物資が必要になります。町では、平成29年度にNPO法人コメリ災害対策センターと「災害時における物資供給に関する協定」を締結し、令和元年東日本台風では災害救助法に基づく「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を上記協定に基づき実施し、被災者の支援を行いました。</p> <p>また、被災直後に寄せられる支援物資は、直接町に供給される可能性があり、住民への支援が遅延する可能性があります。適切な管理や分配が行われない状況が続くと、支援物資が災害ごみとなる可能性があります。支援物資を適切に保管、分配する仕組みづくりが必要です。</p>
推進方策	<p>5 - 3 - 1 支援物資の供給・管理体制の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時に被災者へ物資供給を速やかに行うため、災害協定を締結している各種団体と定期的に連絡調整訓練を行い、災害時に即応できる体制づくりに取り組みます。</li> <li>2 国が実施する物資支援は、プッシュ型支援に加え、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用して、被災自治体の要望した物資を支援していくこととしています。国が行う訓練等に参加し、円滑に支援を受けられるよう連携を進めます。</li> </ol>

## 5-6 二次的な被害を発生させないこと

6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	
現状と課題 (脆弱性)	<p>○土砂災害による二次被害について</p> <p>地震発生直後の地盤の緩みが、降雨等により山腹・斜面の崩壊、地すべり及び河川における土石流の発生などを誘発する危険性があります。二次災害予防のため、土砂災害防止法に基づく土砂災害危険区域をあらかじめ把握しておくとともに、土砂災害を防止するための施設について緊急に点検が実施できるよう体制を整えておく必要があります。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る必要があります。</p> <p>町はこれまで、年1回の総合防災訓練の際、須坂建設事務所を講師として招き、土砂災害警戒区域周辺住民を対象に土砂災害について説明を行ってきました。土砂災害警戒区域の見直しが行われ、令和2年度には新たに土砂災害警戒区域に指定された区域があります。より一層、土砂災害の危険性を周辺住民に周知していく必要があります。</p>
推進方策	<p>6-1-1 山腹・斜面及び河川並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大規模災害による二次災害が発生した場合に迅速に応急対策工事の実施と、災害情報の発信を行えるよう、平時から関係機関との連携を強化します。</li> <li>2 土砂災害の恐れのある区域（特別警戒区域）については、急傾斜地崩壊対策事業の実施を県に要望していきます。</li> </ol>
	<p>6-1-2 土砂災害に関する住民の防災意識向上</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土砂災害から住民の生命と財産を守るため、土砂災害の恐れのある地区について、防災訓練の実施や県が行う防災教育「赤牛先生」派遣事業等を活用し、住民の防災意識の向上を図ります。</li> </ol>
6-2 有害物質の大規模拡散・流出	
現状と課題 (脆弱性)	<p>○有害物質の発生及び拡大について</p> <p>消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制を強化する必要があります。</p>
推進方策	<p>6-2-1 危険物施設等に係る二次災害予防対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育を実施します。</li> <li>2 立入検査の実施等指導の強化を図ります。</li> <li>3 防災応急対策用資機材等の整備について指導します。</li> <li>4 自衛消防組織の強化について指導します。</li> <li>5 近隣の危険物取扱事業所との協定締結の促進等を指導します。</li> </ol>

6-3 農地・森林等の荒廃	
現状と課題 (脆弱性)	<p>○農地</p> <p>農産物生産施設等の破損に伴う農作物被害の軽減を図るため、町では、県農作物等災害対策指針をもとに予防技術の周知徹底を図っているところであり、今後も継続した取り組みが必要です。</p> <p>有害鳥獣被害が農家の生産意欲に影響し、農地の荒廃を招き災害を誘発することのないように、適切な対応を図ることが必要です。現在は雁田地区の中野市境から水上地区手前にかけて獣害対策用の電気柵が設置されていますが、維持管理が住民の負担となり新たな電気柵設置の予定はありません。住民と電気柵設置及び維持管理の方法について、協議を重ねる必要があります。</p> <p>農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させるために、農地・農業利水施設等を適切に保全・管理することが必要です。また、高齢化及び後継者不足に伴う耕作放棄により、農地の荒廃を招き災害を誘発することのないように、適切な対応を図ることが必要です。</p> <p>○森林</p> <p>町では、立木の倒壊防止のため、松くい虫対策やナラ枯れ対策を行っています。今後も、山崩れ、土石流等の山地災害による被害を軽減するために、間伐を推進し、森林の土砂流出防止機能を一層充実させるなど、治山事業による「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。</p> <p>不在地主、所有者等不明な共有林等又は境界が明確でない民有林があり、事前防災及び早期の災害復旧に対して支障があるため、森林所有者に対する適切な管理の啓発、森林所有者及び林地境界の明確化などの事業を進める必要があります。</p>
推進方策	<p>6-3-1 農山村の多面的機能の維持と環境保全</p> <p>1 農業・農村が有する多面的機能を維持させるために、農用地・水路等を適切に保全管理するよう農業者や関係団体に促します。</p>
	<p>6-3-2 森林</p> <p>1 山地災害による被害を軽減するために、間伐を推進し、森林の土砂災害の防止機能を一層向上させます。</p>
	<p>6-3-3 農産物災害予防</p> <p>1 長野農業農村支援センター、ながの農業協同組合等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図ります。</p> <p>2 生産施設等における耐震診断や補強工事を実施し、施設の安全性を確保するよう促します。</p> <p>3 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意し、被害を最小限度にするための安全対策に努めるよう促します。</p> <p>4 適切な有害鳥獣対策により、農家の生産意欲を維持し、農地の荒廃を防止するため、電気柵の設置を推進します。</p> <p>5 高齢化等に伴う耕作放棄による農地の荒廃を防止するための事業と支援を推進します。</p> <p>6 農業者等が共同で取り組む地域活動や地域資源（農地、水路、農道等）の保全・管理を支援します。</p>

6-4	観光や地域農産物に対する風評被害
現状と課題 (脆弱性)	<p>○観光や地域農産物に対する風評被害について</p> <p>大規模自然災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、インターネット等により拡散する場合があります。このような風評被害は地域経済に多大な損害を与えることから、正しく、また必要な情報を、県や周辺市町村と連携し、適切な媒体により国内外に発信するとともに、プロモーション支援等の適切な対応を実施する必要があります。</p> <p>また、農産物の風評被害を防止するためには、平時から農業者と消費者の顔の見える関係を構築しておくことも有効です。</p>
推進方策	<p>6-4-1 風評被害対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国・県・各種団体等と連携し、ホームページ等を通じて災害に関する状況を正確に発信することにより、風評被害の防止に努めます。</li> <li>2 実際に風評被害が発生している場合は、地域が被害を軽減するために行うプロモーション支援等の適切な対応を実施します。</li> <li>3 報道機関には、被害の有無や程度などを適切に発信するよう協力をお願いします。</li> <li>4 災害情報の適切な発信に必要とされる施設や情報機器の整備及び小布施文化観光協会等の関係団体が実施する情報発信に必要とされる事業に対して支援します。</li> </ol>

6-5	避難所等における環境の悪化
現状と課題 (脆弱性)	<p>○避難所等における環境の悪化防止・避難所運営維持について</p> <p>町、住民がそれぞれの役割において食料等の物資の備蓄の確保に努め、避難所等における環境の悪化を防止するとともに、災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう、町や地域住民は避難所の運営についての取り決め等を事前に定め、研究しておく必要があります。特に、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦などの災害対応能力の弱い方や女性に対する配慮が必要です。</p> <p>また、被災後・復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の心身の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する必要があります。</p>
推進方策	<p>6-5-1 避難所の環境整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和元年東日本台風の教訓を踏まえ、避難所における水、食料、日用品の備蓄を推進するとともに、被災者のニーズにあった環境整備を進めます。</li> <li>2 特に災害対応能力の弱い要配慮者に対し、プライバシー確保のための簡易間仕切りや避難ルーム等の備蓄を進めます。</li> <li>3 「避難所運営マニュアル」の更新を行うとともに、防災訓練を通じ自主防災組織との連携を図ります。</li> <li>4 要配慮者の避難先となる福祉避難所の体制について関係団体との連携を進めるとともに、災害時に適切な避難生活を送れるよう対応を検討します。</li> <li>5 避難行動要支援者名簿を基に、直接福祉避難所へ行政が避難させる要支援者をリストアップします。一般避難所から福祉避難所への移動があり得る人もリストアップし、一般避難所での判断しやすい環境を整えます。</li> </ol>

	<p>6 外国籍住民・旅行者の被災支援に対応する通訳ボランティアとの連携などを推進します。また、災害情報や避難情報が要配慮者に届くよう情報発信に努めます。</p> <p>7 災害により水道施設の機能不全が発生した場合に備え、飲料水以外の生活用水の確保のため、栗ガ丘小学校プール、小布施中学校プール機能の維持、耐震化・高度化を図っていきます。</p>
	<p><b>6-5-2 保健衛生、感染症予防活動</b></p> <p>1 保健師による被災者の心身の健康相談、避難所における健康意識の向上、被災者の食料確保状況の把握、被災者の心の拠り所であるペットの管理状況の把握、管理栄養士による栄養指導、食品衛生上の危害防止のための措置が出来るように体制を整備します。</p> <p>2 感染症予防用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図ります。また、疫学調査や患者への医療提供、患者の隔離、消毒等のまん延防止措置のための体制を整備します。</p> <p>3 保健師等による被災者の避難生活の相談を行い、心理的なケア・サポートする体制整備を図ります。</p> <p>4 長野県保健福祉事務所等の関係機関と調整を図り、被災者の飼育している動物等（ペット類等）の取扱いについて、被災者からの相談体制の整備を推進します。</p>

<b>6-6</b>	<b>貴重な文化財の損傷</b>
現状と課題 (脆弱性)	<p>○文化財の災害対策について</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっていますが、これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要です。また、町内の神社仏閣などは住民のコミュニティを築くために欠かせない存在となっています。このため、小布施町では、「小布施町文化財保護条例」に基づき、管理や修理に関する経費の補助を行っています。今後は、文化財について震災時の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命、身体の安全にも十分注意する必要があります。</p>
推進方策	<p><b>6-6-1 文化財の保護対策</b></p> <p>1 各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進します。</p> <p>2 所有者又は管理者への文化財管理保護の指導と助言を行います。</p> <p>3 防災設備の設置を推進します。</p>

## 5-7 被災した方々の日常生活を迅速に戻すこと

7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
現状と課題 (脆弱性)	○被害廃棄物の処理について 大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める必要があります。
推進方策	<p>7-1-1 災害廃棄物の発生への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大量の災害廃棄物の発生に備え、北信保健衛生施設組合のほか、災害規模により、長野広域連合や県内外の行政・民間と広域処理体制の充実に努めます。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図ります。</li> <li>2 広域で連携し、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した「災害廃棄物処理計画」を策定します。</li> <li>3 災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めます。</li> </ol>

7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
現状と課題 (脆弱性)	<p>○道路啓開等の遅れ</p> <p>大規模災害が発生した後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保する必要があります。</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要です。</p> <p>また、障害物の集積、処分にあたっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるように措置する必要があります。</p> <p>災害発生時に、基幹道路または各活動拠点を連絡する指定してある緊急輸送路等における道路を閉塞する可能性のある障害物等について、関係機関と協議して道路確保のための検討及び道路改良等の整備をする必要があります。</p> <p>○応急復旧工事の遅れ</p> <p>地震により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う必要があります。</p> <p>道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行い、被害が甚大な場合は、「災害時における公共施設の応急復旧等に関する協定」に基づき応援要請を行い処理する必要があります。</p>
推進方策	<p>7-2-1 道路啓開</p> <p>1 町は発災後、パトロールを行い通行可能な道路を把握し、人命救助や物資輸送に繋げるとともに、緊急車両や生活物資運搬車両の交通路を優先して確保するため、緊急輸送道路のネットワークを考慮し、障害物の権利関係に留意しつつ、県管理道路上の倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去します。</p> <p>7-2-2 障害物の処理活動</p> <p>1 関係機関との連携のもと、障害物の処理活動体制の更なる構築及び処理活動の維持を図ります。</p> <p>2 除去障害物の集積、処分方法については、除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行うための検討を促します。</p> <p>3 基幹道路又は各活動拠点を結ぶ指定の緊急輸送路等における道路閉塞の可能性のある障害物等の除去及び改良、輸送路確保のための道路改良等の整備を図ります。</p> <p>7-2-3 道路及び橋梁応急活動</p> <p>1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うための体制整備と、交通規制等の道路状況を発信する体制を整備します。</p>

7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
現状と課題 (脆弱性)	<p>○被災者等の生活再建について</p> <p>被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があります。</p> <p>また、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するための体制の整備が必要です。</p> <p>○罹災証明の発行体制の構築</p> <p>発災時、倒壊した家屋について応急復旧期・復興期における住家被害認定調査・罹災証明発行・被災者台帳作成により、速やかに生活復興を行う必要があります。そのため被災者生活再建支援業務に従事する職員の確保が必要となります。</p>
推進方策	<p>7-3-1 仮設住宅・仮店舗・仮事業所用の用地の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時に仮設住宅地等として活用を予定されている用地を確保します。</li> <li>2 仮設住宅建設候補地において、災害発生時にスムーズに利用できるよう事前協議を行うとともに、県有地・国有地の検討・協議を進め、建設候補地台帳を整備します。</li> <li>3 災害救助法に基づき、被災住宅の応急修理やみなし仮設の支援が速やかに実施できる体制を整備します。</li> </ol> <p>7-3-2 被災者等の生活再建等の支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の整備や、公営住宅への優先入居についてマニュアルを作成します。</li> <li>2 大規模災害の発生後、「応急危険度判定」や「被害認定調査」を迅速に実施できるように平時から県や関係団体と調整を行い、受援体制を整備します。</li> <li>3 被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備します。</li> <li>4 町は大規模災害の復旧・復興を迅速に行うための土地境界を明確にする地籍調査の進捗を図ります。</li> <li>5 火災・地震保険などの加入による自助を促すため、住民が保険や共済に加入するよう啓発します。</li> <li>6 町内において発生した自然災害により、その居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法が適用されない世帯に対し、県とともに必要な支援に取り組みます。</li> </ol>
	<p>7-3-3 罹災証明の発行体制の構築</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 クラウド型被災者支援システムの導入の検討や住家被害認定調査に必要な物品を確保します。罹災証明は住民生活を支援する基となることから、遅延なく適切に対応できるよう研修等の実施により職員の育成に努めます。</li> <li>2 被災者生活再建支援業務に従事する職員を確保するため、関係機関や町内宿泊施設などと災害協定を締結し、受入体制を強化します。</li> </ol>

7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
現状と課題 (脆弱性)	<p>○自主防災組織の役割について</p> <p>災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が町や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要です。</p> <p>地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応等が期待されます。また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待されるなど、自主防災組織は今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっています。</p> <p>災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が町や防災関係機関の活動と並んで必要です。</p> <p>そのため、自主防災組織の組織率の向上と、機能の強化が必要です。</p>
推進方策	<p>7-4-1 自主防災組織等の育成</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災訓練等を通じて、地域の防災の中心となる人材の育成を図り、自主防災組織の強化を行います。</li> <li>2 火災が発生した際には速やかな初期消火活動が行えるよう地域の意識を高めます。</li> <li>3 地域の消防活動を担う消防団の育成や団員の確保を行います。</li> </ol>
	<p>7-4-2 自主防災アドバイザーの育成</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県の出前講座や自主防災組織リーダー研修等への積極的参加を促し、地域の防災の中心となる人材の育成に努めます。</li> </ol>

7-5 農業生産環境の整備	
現状と課題 (脆弱性)	<p>○農産物の安定生産</p> <p>地震、風水害等の発生に伴い、農地や農業用施設が被災し、農産物の生産能力が低下するおそれがあります。農産物の安定生産に支障が生じないよう農業用施設の長寿命化・耐震・浸水対策により、農業用水を安定確保するとともに、農地の条件整備を計画的に進める必要があります。</p> <p>○基幹的農業水利施設</p> <p>地震等の発生に伴い、被災した農業用施設の位置や構造等を確認できず、復旧（機能回復）に時間を要することが懸念されるため、個別施設の整備状況を整理しておく必要があります。</p> <p>○堤外地の農地</p> <p>本町には、堤外地の農地が 143.07 ha あります。これまでも台風による千曲川の増水により、冠水被害が発生してきました。令和元年東日本台風の際は、堤外地と堤内地の農地合わせて 143.35 ha が浸水し、泥の撤去に時間を要し、農業生産に深刻な影響を与えました。安定的な農業生産を保障するために、堤外地の農地のあり方の検討や、泥の仮置き場の確保などの対策を進める必要があります。</p> <p>○遅霜など気候変動にともなう農業被害</p> <p>近年、開花時の遅霜などによる農業被害が相次いでいます。被害状況を把握し、霜対策のための防霜ファンの適正稼働などの対策を進める必要があります。</p>
推進方策	<p>7-5-1 農業生産の安定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安定的な農業生産と安全で安心できる農村地域を築くため、災害を未然に防ぐとともに被害を軽減する防災対策を行います。</li> </ol>

	<p>7-5-2 気候変動の影響を踏まえた農地のあり方の検討</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 頻発する大雨により浸水する千曲川堤外地の農地の今後のあり方を検討していきます。</li> <li>2 遅霜などの農業被害の実態を踏まえ、長期的な視点に立った対策について、専門機関とともに検討を進めます。</li> </ol>
--	--

7-6	復興に関する人材確保の整備
現状と課題 (脆弱性)	<p>○災害ボランティア</p> <p>令和元年東日本台風では災害ボランティアセンターの設置やボランティアと被災者のニーズ調整などが課題となりました。社会福祉協議会と連携し、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう受入体制を整える必要があります。</p>
推進方策	<p>7-6-1 災害ボランティア等の受入体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、町社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンター設置・運営マニュアルを整備します。</li> <li>2 災害ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを育成します。</li> </ol>